

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第二十一号

平成十四年六月七日(金曜日)

午前九時三十三分開議

出席委員

委員長 谷畑 孝君

理事 伊藤 達也君

理事 竹本 直一君

理事 鈴木 康友君

理事 河上 暉雄君

理事 伊藤信太郎君

金子 秀章君

大村 恭之君

下地 幹郎君

林 義郎君

増原 義剛君

茂木 敏充君

山本 明彦君

川端 達夫君

後藤 斎君

松原 仁君

山田 敏雅君

江田 康幸君

土田 龍司君

大森 猛君

大島 令子君

宇田川芳雄君

経済産業大臣

経済産業副大臣

環境副大臣

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

政府参考人

(総務省大臣官房審議官)

(経済産業省製造産業局長)

政府参考人

岡本 巖君

小室 裕一君

松 ありき君

下地 幹郎君

平沼 赳夫君

古屋 圭司君

大島 慶久君

山下 栄一君

栗原 博久君

政府参考人

(環境省大臣官房廃棄物・

リサイクル対策部長)

経済産業委員会専門員

中谷 俊明君

委員の異動

六月七日

辞任

保岡 興治君

後藤 茂之君

漆原 良夫君

土田 龍司君

同日

補欠選任

金子 恭之君

後藤 斎君

江田 康幸君

樋高 剛君

六月六日

石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関

する法律案(内閣提出第九九号)

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

法案(内閣提出第一〇〇号)

同月七日

中小企業対策など国民本位の景気回復に関する

請願(藤木洋子君紹介)(第三九八二号)

同(穀田恵二君紹介)(第四一〇九号)

同(瀬古由起子君紹介)(第四一一〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

使用済自動車の再資源化等に関する法律案(内

閣提出第八六号)

石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関

する法律案(内閣提出第九九号)

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

法案(内閣提出第一〇〇号)

谷畑委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、使用済自動車の再資源化等に関する

法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として経済

産業省製造産業局長岡本巖君、総務省大臣官房審

する法律案(内閣提出第九九号)

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

法案(内閣提出第一〇〇号)

谷畑委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、使用済自動車の再資源化等に関する

法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として経済

産業省製造産業局長岡本巖君、総務省大臣官房審

議官小室裕一君及び環境省大臣官房廃棄物・リサ

イクル対策部長飯島孝君の出席を求め、説明を聴

取いたしたいと存じますが、御異議ありません

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

谷畑委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

谷畑委員長 質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。鈴木康友君。

○鈴木(康)委員 民主党の鈴木康友でございます。

この自動車リサイクル法も随分と議論をしてま

いりました。この後、田中先生が全般にわたって

御質問をされるということでございますので、私

は、リサイクル費用とそれからシュレッダーダス

トの処理、この二点に絞って御質問をさせ

ていただきたいと思います。

さて、前回のときも御質問させていただいたわ

けであります。今自動車関係諸税、これが大き

く見直しが問われている時期だと私は思います。

私の知り合いで税理士の知人があるんですが、

全国の税理士に講演をして回るような税務のプロ

でありますけれども、彼に先日、この自動車関係

諸税について聞いてみました。そうしたら、これ

らは税理士の業務外の税目であるわけでありま

す。税のプロですら簡単に説明できないような複

雑な税制というのはやはり問題があるだろうとい

うことを彼も言っておりました。

そうした状況の中で、これは地方税だけでも、

自動車取得税、自動車税、軽油引取税、石油ガス

税など、さまざまあるわけでありまして、こうし

た税金が全部で今九兆円あると言われていて、こ

ういうものを簡素あるいは軽減してほしいという

要望は、業界からもあるいはユーザーから大変

に強いものになっております。

今お話がありました自動車関係諸税についてで

ございますけれども、まず取得段階で、自動車に

ついては、地方税として自動車取得税、それから

保有段階でございますが、地方税として自動車税

または軽自動車税、それと国税としての自動車重

量税がございます。その次の走行段階でございます

けれども、ガソリン車についていいますと、揮

発油税と地方道路税、国税です。LPガス車につ

いては石油ガス税、国税でございます。ディーゼ

ルについては、御案内のとおり、地方税として軽

油引取税が設けられております。

自動車関係諸税について、鈴木委員の方から、

税目も多く複雑ではないかという御意見をいた

されました。そういった御意見がございまして

私も承知いたしております。ただ、これらそれ

ぞれの税について、自動車の取得、保有あるいは

走行、この各段階に着目して、それぞれ車種また

は燃料の種類に応じて、全体として適正な税負担

を求めているというふうに私も考えております。

○鈴木(康)委員 今、審議官ですらメモを見ないとかなかすすべての税目を言えないくらい、私は、やはりこれはかなり複雑で、もう時代おくれになっているんじゃないかと思ひます。

今御説明がありましたけれども、では、自動車取得税に限って御質問したいと思いますが、これはある意味で自動車をぜいたく品とらえて課税をしているわけでありまして、先ほど申しました税理士も、これはもう時代錯誤、明らかにおかしいというふうに言っております。

この取得税の課税標準というのは取得金額でございますけれども、この取得金額と例えば道路の修繕、道路の補修というものは直接関係ないわけでありまして、課税の妥当性に私は乏しいと思うんですね。当然地方道路の整備に財源が必要だということも、それは十分私も理解をしております。とするならば、もう明らかに課税としておかしくなったこの取得税を廃止をして、必要ならむしろ新たな税源を求めるときであらうと思うんですね、いかがですか。

○小室政府参考人 今、自動車取得税について、ぜひたく税的な意味合いから始まったのではないかと御指摘があったわけでございます。

御案内のとおり、自動車取得税そのものについては、言ってみれば、自動車の取得に担税力を見出して課税しているわけでございます。昭和四十三年に創設されました。委員のお話にもありましたように、今地方道路財源として大変重要な役割を果たしているものと私も考えております。

○鈴木(康)委員 私、ちよつと質問に答えていただいていないように思ふんですが、要は、当然地方道路財源として必要なものであるということには理解をいたします。ただ、明らかにそこにギャップがあるんですね、もう既に。奢侈品として取得のときに課税をする、それと道路の補修というものは直接関係ない。私は、これは見直すべき段階に来ているということを再度申し上げたいと思ひます。

ます。

もう一つ、この自動車取得税についても、今グリーン化の流れの中で、例えば低公害車あるいは低燃費自動車などが軽減措置が講じられたわけですね。どういう経緯でこの取得税のグリーン化というものが導入されたのか、また、その理論的根拠は何なのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○小室政府参考人 自動車取得税のグリーン化の関係でございます。

まず一つは、電気自動車とかハイブリッド自動車などの低公害車については税率の大幅な軽減をいたしております。また、一定の低燃費車に対する課税標準の特例、御案内のとおり課税標準から三十万円を控除する、こういった特例措置が講じられております。

これらを設けた理由ということでございますが、この特例措置については、地球温暖化対策、それと地球環境対策、この双方の面から、環境に優しい自動車を普及促進するため税制上の支援措置を講じている、こういう趣旨でございます。

○鈴木(康)委員 要は、今の時代のこれは要請である。いわゆる環境に配慮をしてということ、そしてその車については取得の際にも軽減措置を設けよう、そしてそれを促進させよう、こういうことであらうと思ひます。

今度は環境省さんの方にお伺いをしたいと思ひますが、これは経済産業省がいいかな。

自動車リサイクル法制定の今回の根拠の一つであり、またその期待される効果として、自動車の不法投棄を削減するということがあると思ひますけれども、そういう認識でよいかどうか、その点、確認をしたいと思ひます。

○岡本政府参考人 本法案の目的は、資源の有効利用の促進ということと、それからもう一つ、今おっしゃいました不法投棄の防止ということも目的の一つとしてらんだものでございます。

○鈴木(康)委員 不法投棄の対策ということが、その期待される効果あるいはその根拠としてある

ということでございます。

とするならば、今現在、不法投棄があつた場合、これは一体だれが責任を持って、そしてどういった形で処理をするのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○飯島政府参考人 使用済自動車などの産業廃棄物が不法投棄された場合でございますが、産業廃棄物の処理法に基づいて、それが生活環境保全上支障のおそれがある場合には、都道府県知事がその実行行為者などに対して撤去等の原状回復措置を命ずることができま。その行為者がこの命令に従わない場合には罰則が適用される。

まず第一義的には、不法投棄の行為者に対する命令になりますが、この措置命令の対象につきましては、これまでの廃棄物処理法の改正におきまして逐次対象の拡大がなされておりました。行為者あるいは関係者だけではなく、平成十二年の改正法では、一定の要件のもとでの排出事業者、もともと排出した事業者も命令の対象にできることとしております。

また、これら行為者あるいは排出事業者が不明、または見つからずとも資力が不足している場合には、都道府県知事は、行政代執行によりまして不法投棄車両を撤去できることとなっております。なお、その代執行終了後に行為者等が判明した場合、それに要した費用をその後行為者に求償することもできます。

また、市町村におきまして、よく路上の放置車両がございまして、これにつきましては、市町村が路上放棄車の処理を行う場合には、自動車メーカーなどの自主的取り組みで行われております路上放棄車処理協力会から費用の協力が行われておりまして、市町村の負担の軽減が図られております。

○鈴木(康)委員 今御丁寧な御説明がありました。

要は、最終的に、不法投棄をした、その原因をつくった者が見つからない場合、これは地方公共団体が責任を持って処理をするということに理解

してよろしいでしょうか。お願いします。

○飯島政府参考人 おっしゃるとおりでございます。最終的には、その地域の環境の保全に責任を持つ都道府県知事あるいは市町村長さんが最後の後片づけをするという立場になります。

○鈴木(康)委員 いろいろ回りくどく聞いてまいりました。

何でこういう質問をしたかということでございますけれども、私は、このリサイクル費用、以前、同僚議員であります飯島議員も御質問させていただきましたように、これは新たなある種税金であるということの要素が強いとするならば、これはユーザーの負担増になつてくるんですね。ただでさえ非常に自動車関係諸税が複雑で、またユーザーに課せられる負担が重いという中で、さらにこうしたリサイクル費用をユーザーに負担させるというのを避けるために何らかの減免措置がとれないだろうかというのが私の一つの発想でございます。結論からいへば、自動車取得税からリサイクル費用を控除するような制度をつくれないうことを考えました。

幾つか根拠があるんですが、先ほどの税理士の方と話をしたわけでありまして、自動車の取得並びに保有の税のあり方として、今は、いわゆる奢侈、ぜいたく品であるということ及び道路の損傷の度合い、自動車が走れば道路が傷むからという理由で、この組み合わせでいわゆる税金がつくられていくわけでありまして、そうではなくて、これからは、道路の補修ということはいけれども、プラスやはり環境という観点の、この組み合わせになつてくるべきではないかという意見をいただきました。

先ほどの取得税についても、あるいは自動車税についても、グリーン化が進んでいるということも考えれば、当然そこに環境という要素が入り込んでいるということは議論をまたないところであると思ふのですが、そうすれば、環境を守るために導入をされる今回のリサイクルシステムに徴収をされる費用については、取得税から控除をして

も十分にそれは理論的な根拠となり得るのではないかとというのが第一点。

そして、先ほど御答弁でもありました不法投棄車両の処理を、これは地方公共団体が最終的にはやっているわけでありませう。そういうことを考えますと、今回の法律の大きな目的の一つは、不法投棄車両をなくしていくということでありませうから、結果的にはこれは地方公共団体がメリットを得ることになると私は思います。

そういう意味では、大きな意味で地域の環境あるいは日本全体の環境を守っていくことに今回の法律が大きく寄与をするということであろうと思うのですが、そういうことを考えますと、いわゆる地方税である自動車取得税からリサイクル費用を控除しても、これは十分に、地方公共団体に対するメリットを考えれば、これも一つの根拠となり得るのではないかとこのように思います。

以上のような観点から、ユーザーの新たな負担をふやさないために、自動車取得税からこのリサイクル費用を控除する制度というものを十分創設するに足り得る理由となると私は思うのですが、この点について、大臣、それから総務省の方にお伺いをしたいと思います。

○平沼国務大臣 お答えをさせていただきます。

委員御承知のように、リサイクル料金につきましては、自動車ユーザーが自動車を使用して便益を受けた後、廃車をするものであることから、自動車ユーザーに負担していただく、こういう考え方をとっておりまして、既に現状におきまして、自動車ユーザーは、廃車処分手数料として、使用済自動車を出す際に相当程度の費用を負担しているケースも多々あります。今回の制度は、その負担水準を前倒ししたものと考えることも可能だ、このように思っております。

こうした、自動車の排出者が負担するとの考え方に立脚したリサイクル料金の性格に照らしまして、本法案におけるこういう提案に至った背景がございます。

委員御提案の案につきましては、つまるところこ

ろ、自動車取得税の性格、さらには自動車諸税のあり方と深くかかわっております。そしてまた、環境の問題も御指摘になりました。したがって、私は、幅広い観点から今後議論をして、そういう精神も我々としては検討していかなければいけない、このように思っております。

○小室政府参考人 今鈴木委員の方から、環境の観点あるいは不法投棄に対する地方財政、そういうことを踏まえて、リサイクル料金相当額の税額控除といった具体的な御提案をいただいたところであります。

今、大臣の方からも御答弁申し上げたように、リサイクル制度は、自動車の所有者の費用負担でシステム構築を図って、リサイクル料金は自動車の所有者がまねく負担すべき、こういうふうな仕組み、観点だと承知いたしております。

そうしますと、このような料金の性格から考えて、私が先ほど答弁申し上げたように、環境に優しい自動車の普及を促進するための低公害車に対する特例措置ということですが、これは異なる、特定の場合に奨励的な税額を減額するという税額控除制度、そういったものを設けていくのはなかなか難しいのではないかとこのように考えております。

○鈴木(康)委員 いや、そう言われますけれども、私は、どが今言われたのと違うのかとまだ納得いかないですね。

それは、低公害車あるいは低燃費車をユーザーが率先して選択し環境に配慮をしていく、当然それに対して何らかのメリットを与えていく、それがグリーン化の一つの趣旨であろうと思うんですが、とするならば、今回のこのリサイクル費用も、ユーザーが、今までは負担していなかったものを新たに負担して、いわゆるシュレツダーダストを出さない、あるいは不法投棄の車両を減らす、こういうことにつながる新たな制度に對して、ユーザーがいわゆる環境に對して負担をするということでもありますから、十分に、同様にこれは控除対象にしてもおかしくはない、理屈と

してはおかしくはないと思っておりますが、どうでしょうか。もう一回お願いします。

○小室政府参考人 鈴木委員から、重ねていろいろな観点から御議論いただいたわけですが、私どもが申し上げているのは、このリサイクル料金の仕組み自体、自動車の所有者がまねく御負担いただくというふうに理解しております。

そうしますと、御提案ございました税額控除制度、これは、言ってみれば、特定の場合に奨励的に税額を減額していく、こういう仕組みです。で、この税額控除制度をはめていくということは難しいのかな、こういう趣旨で申し上げました。

○鈴木(康)委員 これはここでどくどくやっても始まらないと思いますが、一つの提案として、当然これは税調などとも議論しなきゃいけないことだろうと思っておりますので、一つの提案としてぜひ前に向きに御検討いただきたいということを申し上げておきます。

それでは、少しシュレツダーダストの方に移らせていただきたいと思います。

今回、この法律の中に、実際にこの法律の実効性を上げていくという意味でつくられた要素として、全部再資源化、こういう考え方が一つ盛り込まれたというのは大きいと思っております。いわゆる解体自動車や電炉で溶融をして、これを鉄鋼材料として、いわゆるシュレツダーダストを出さない、こういう全部再資源化というのが一つの処理方法として認められたわけですが、この経緯とこの意義についてまず御質問したいと思います。

○岡本政府参考人 シュレツダーダストを必要としないで、精緻な解体作業を前提として廃車がら電炉に投入してマテリアルリサイクルを達成するという行為、これはシュレツダーダストを発生させない処理方法でございまして、主流ではないものの、使用済自動車のリサイクルの一形態である全部再資源化ということで私も位置づけておるところでございます。

このため、自動車メーカー等が解体業者または

破砕業者と連携してこうしたシュレツダーダストを発生させない方法による再資源化を行った場合についても、自動車メーカー等がシュレツダーダストに関するリサイクル料金の払い渡しを受けて、解体事業者に対し、通常より精緻な解体作業を行うことに要した費用を支払うことが可能となるように、この法案の中で全部再資源化を主務大臣が認定するという制度を設けたところでございます。

○鈴木(康)委員 今御答弁をいただきました。いわゆるシュレツダーダストの処理費用を充てていくという、ここが非常に大きいと思うんですね。これによって、実は私は業界の皆さんからお話を聞いているんですが、かなりこの全部再資源化という方向に向けていろいろなところが動き出している。今局長は、これは主流ではないというふうにおっしゃられましたけれども、私は、これが今後かなり主流になってくる可能性が高いのではないかとこのように思っています。それについてはまた後ほど御質問したいと思います。

今回の法律の最大の目的というのは、いわゆるシュレツダーダスト、特に埋め立てに回るものを減らすということにあると思うんですね。そうすると、そのためにはどうするか。まず一番いいのが、自動車のリサイクル率を上げることです。これが、これは御承知のとおり、二〇二〇年までに九五%という目標がございまして、当然、シュレツダーダストをこれで一〇〇%なくすることはできないわけですね。

そうしますと、結局、シュレツダーダストをどうみとて出さないためには、先ほどの、全部再資源化で鋼材として処理するか、あるいはガス化溶融炉などでサーマル利用するか、燃やしてしまふということですね、こうしたどちらかに収束せざるを得ないというふうに思うわけでありませうが、こうした認識でよろしいのかどうか、御答弁をお願いします。

○古屋副大臣 お答えさせていただきます。シュレツダーダストをいかに少なくしていく

か、そして使用済自動車全体のリサイクル率を向上させるためには、シュレッダーダストのサーマルリサイクル、あるいは今委員御指摘のありまいたいわけの全部再資源化、これも重要ではないか、こういう御指摘でございます。

私ももといたしましては、まず、使用済自動車のリサイクルにつきましては、従来から解体事業者が行ってきておりまして、大体、マテリアルリサイクルによって八〇％がリサイクルを実現いたしております。ただ、とはいっても、そのシュレッダーダストは、こうしたマテリアルリサイクルを行ってもまだ生じるわけでございまして、現状は八〇％ですから、二〇％ということになりますね。

ですから、委員御指摘のように、このシュレッダーダストのリサイクルを行って埋め立て量を極小化するためには、マテリアルリサイクルを優先はさせる、しかし一方では、技術開発の動向というものもございまして、そういったものをつきかき見きわめた上で、サーマルリサイクルの方法についても適切に組み入れていく必要があるというふうにも考えております。

また、そもそもシュレッダーダストを発生させないような処理を行うということも重要でございまして、そういった観点から、今委員からも御指摘のありました全部再資源化の方法につきましても、主務大臣の認定制度を設け、これを促進することも一方では大切ではないか、こんなふうにも考えている次第でございます。

○鈴木(康)委員 今副大臣から御答弁をいただきましたが、まさにおっしゃられるように、ある意味で全部再資源化というのは、鋼材として、シュレッダーダストをそれに変えていくわけですからマテリアルのリサイクルである。そしてもう一つは、ガス化溶融炉などでサーマル利用を行っていく、そういう方向に行くんだらうと思うんですね。

実は、この流れの中で、ひとつコストというものを考えてみますと、このガス化溶融炉という

は新しい技術として非常に期待をされているわけですが、業界の方に聞きますと、トン当たり大体三千万から五千万かかるということなんですね。例えば、仮に百トンの処理プラントをつくらば、それだけでも最低三十億かかるわけでして、さらに大きなプラントをつくるということになると、住民対策費等々も入ってくる、手間もかかるということになる、なかなかこれは新たに、今回の法律ができたからといって、多額の投資をしてこうしたガス化溶融炉がばこばこできるとは考えにくいわけですね。

逆に、いわゆる全部再資源化ということを考えていきますと、がらをプレスする、このAプレスというのは大体五億ぐらいの投資額で済むということでありまして、やはり趨勢的には、全部再資源化ということにかなり業界が向かっていくのではないかと、特に、力を持っているところについてはそういう方向に進むのではないかと、今聞い合せがふえてきているということも聞きますけれども、こういう業界の状況についてどう御認識をされているかという点を再度伺いたいと思えます。

○岡本政府参考人 委員御指摘のように、全部再資源化は、既存の電炉会社なんかと連携して行われるものでございまして、新たにガス化溶融炉を建設することに比較すれば、建設費等のインシアルコストの面で優位にあるということは御指摘のとおりかと思えます。全部再資源化の場合に、プレスカーのほかに、多分、解体ラインをもう少ししっかりとしたものにするという、そっちの設備投資も必要になってくるかと思えますけれども、いずれにしても、インシアルコストで差があることは事実かと思えます。

他方で、現在、電炉会社が受け入れているプレスした廃車からの量というのはおおむね十万トン程度でございまして、使用済自動車に換算いたしますと、十数万台という程度にとどまっております。精緻な解体工程で解体を行ってもなお廃車が

らに銅分あるいは一部塩ビ樹脂分、そういったものの不純物が含有するところがある、どうしても避けられないものですから、したがって、電炉会社が受け入れられる量というのは、現状でも本当に数％ということでおのずから限界がございします。

したがって、依然として廃車から処理の大宗は、シュレッダー事業者による破碎処理によってなされることにならうかと考えております。そういう意味におきまして、私も、全部再資源化が主流になるということはないのではなからうかというふうにも認識をいたしているところでございます。

○鈴木(康)委員 局長が、全部再資源化は主流にはならないのではないかということでございまして、例えば地域的に見ても、関東は比較的破碎業者が多い、逆に言えば、関西は非常に破碎業者が少ないので、むしろ関西方面というか西の方は、このAプレスによる全部再資源化に向けて今ぐつと動き出しているということも聞いております。

ですから、私は、全部再資源化がいけないと言っているわけじゃないんです。むしろ私はこれを進めるべきだと思っております。むしろ私はマテリアルリサイクルということもございまして、ただ、これはいわゆる鋼材として使用されるわけですから、鋼材の市況も絡んでまいりますし、全部これが電炉で鋼材になってもそれだけ国内で需要があるか、こういう問題も出てくるでしょう。そうしますと、当然これは、中国あるいは東南アジアへ今でもプレスしたものが輸出をされているわけですが、こういう輸出もこれからふえていくということになります。

ですから私は、こういう流れの中で現場で起こっていることをきつと押さえられて、例えば今度輸出がふえていきますと、当然そこにはいろいろなものが入ってくる。いい業者さんばかりではないわけですから、そういうチェック体制がちゃんとできるのかとか、今度いろいろな現場での問題が出てくるのだらうと思うのです。そういう

ことに對してちゃんと把握をされて、少し先を讀んでいるような手を打っておられるのか、この点について懸念をされているわけでございまして、ちよつとその点、御答弁いただければと思います。

○岡本政府参考人 電炉メーカーにとっては、いわゆるスクラップに比べて、Aプレスという、廃車がらをプレスしたものであるのは、コストの面で安いというところではそこは魅力なんですけれども、他方で、できる製品の品質という面をどうしてもこれは電炉メーカーとしては重視せざるを得ませんので、その面から見ました場合に、現在のところ、投入量の二、三％とまりというところが今の実態でございまして、それぐらいであれば何とか電炉として使える、そういう状況にはあるのですけれども、そういう意味におきまして、先ほど申しましたように、電炉サイドでどんな何ばでも引き受けられる、そういう状況にはないというのを電炉サイドからも伺っているところであります。

私も、全部再資源化の制度を設けて、それはマテリアルということ、その限りでは大変意義を有するものと思えますが、実態的に主流になるところまでいくかという、今申しましたような難しさがあるものと認識をいたしております。

○鈴木(康)委員 質疑時間が終了いたしましたので、最後に、今、全部再資源化の方向性についての御認識を御答弁いただいたわけですが、例えば、当然国内の電炉では限界がある、それも私も聞いていますし、あるいはそこで出てくる鋼材、当然それは品質的に問題があるものということもあります。ですから、それが大きな市場になるかどうかわかりません。そうした中で、一方で、例えば商社なんか既に、ではそのプレスしたものを海外向けに輸出をしよう、実はこういうビジネスの可能性を探り始めているというような状況もございします。

いずれにしても、これは全く新しい試みでありまして、ある意味で、細かな現場の部分まで

行きますと、やはりかなり複雑で大きかりだと思
うんですね。ですから、机上の組み立てだけで
やっていきますと思わぬつまずきというものもあ
ると思いますので、これは十分に現場の声を聞い
ていただき、その状況も把握をしていただきまし
て、見直すべき点は早目に見直すということ、で、
世界に誇れるジャパン・モデルをつくるという意
気込みのもとに進めているわけですから、そうい
う方向でぜひお取り組みをいただきたいというこ
とを申し上げまして、質問を終了させていただきます
と思います。ありがとうございます。

○谷畑委員長 田中慶秋君。

○田中(慶)委員 私は、民主党の立場から、この
使用済自動車の再資源化等についての質問をさせ
ていただきます。

副大臣、最初に、この五条の問題があるわけ
ですけれども、ここに、「自動車の所有者は、自動
車をなるべく長期間使用することにより、自動車
が使用済自動車となることを抑制するよう努め
る」とこと等々がうたつてあるわけでありませ
ども、こういう一連のことを本法にうたうとい
うこと自体、私は、この自動車リサイクル法は本
的におかしいのではないかなと。

特に、次の問題として、「自動車の購入に当
たってその再資源化等の実施に配慮して製造され
た自動車を選択すること」とか、こういうこと
をうたつてあるわけでありませども、こうい
う一連のことというのは、それぞれ皆さん個人差
がありますし、恐らくこの精神というのは、容器
リサイクル法とか家電リサイクル法等の中の問題
を引用されていると思いますけれども、自動車の
場合、単価一つ考えても百万とか二百万、高いも
のでは五、六百万、一千万というもので、利用す
るに当たつてできるだけ長く利用することなど
いうのを法律で書くこと自体、私は基本的におか
しいんだらうと思つています。

法律なんというのは、極端なことを言えば、な
い方がいいわけでありませし、そんなことを含め
て、まず、こういうことを考えて行うというの

は、ある面では官の発想だからこういうことに
出てくる、こう私は思つていらっしゃるけれども、そ
の辺はどうですか。

○古屋副大臣 大臣は参議院本会議に出席中
でございますので、かわりましてお答えさせてい
たします。

本法案第五条の所有者の責務規定について
尋ねてございますけれども、この法案は、自動車
の所有者を含むそれぞれの関係者に一定の役割を
果たしていただくということにより循環型社会の
形成を推進していこう、こういう基本的な考えに
基づきましてつくられていて、お願いしている法
案でございます。いわばユーザー参加型という
考え方でございます。

御指摘の自動車の所有者の責務規定につきま
しては、自動車の所有者は、自動車の排出抑制に寄
与できるほか、自動車メーカー等のリサイクルに
向けた取り組みを促し得る重要な役割を担う者で
ある、こういう認識のもとで、過大な負担をかけ
ない形で責務規定として規定をさせていただいた
次第でございます。いわゆる循環型社会基本法
を初めとするほかのリサイクル法制にも合致する
ものであるというふうに考えております。

したがって、自動車のリサイクル法に自動車の
所有者の責務規定というのを設けることは、循
環型社会形成に必要な要素であると考えますけれ
ども、一方、御指摘のように、いろいろ取り組
みというものを、単に法律で規制させるだけでは
なく、やはり社会全体にそういう精神を植えつ
ける、こういうことも私も重要じゃないかな
というふうに思つております。すなわち、委員御
指摘のように、ただ法律で強制するのではなく
て、そういう社会全体の空気を醸成していく、こ
ういうことも大切だと思つております。

こういった視点から、例えば自動車メーカーに
対しましては、リサイクル料金の設定と公表及び
リサイクル実施状況の公表を義務づける、これが
一点。二点目に、関連事業者間の使用済自動車の
引き取りまたは引き渡しの状況についても、情報

管理センターがその報告を受けて主務大臣が毎年
公表するという制度をとつています。あるいは三番
目には、指定法人についても、透明性あるいは公
開性を高めるためのいろいろな手段を講じてい
る、こういうことで、社会全体がリサイクルに向
けて、そしてまた長期保有に向けての環境づく
りというのに対応できるように考えております。

政府としては、委員の御指摘というものを十分
に念頭に置きながら、リサイクルの精神に基づい
て今後引き続き努めてまいりたいと思つておりま
す。

○田中(慶)委員 私は、このような発想で法の組
み立てをすること自体、問題があると思つて
います。むしろやらなければいけないのは、社会全体
として、皆さんも今日の社会をどう見ているのか
よくわかりませけれども、使い捨ての社会であ
るとか、こういう時代である。ですから、この
法律でこういうことを問題化するよりは、社会全
体として、教育やあらゆることを含めてさせる
ことが必要であつて、だれしもが百万も二百万も
する車を大切に長く乗ろうとする、これは当たり前の
ことで、そのことを法律でうたうなどということ
自体が役所仕事にすぎない、私は少なくともこう
いうふうには言わざるを得ないと思つてます。

○田中(慶)委員 このことだけで時間をとるわけ
にはまいりませんが、自分の趣味を、車を買うの
は、大体どういう車を買うとかいろいろなることを
含めて趣味もあるわけだし、大切な、五百万も六
百万もする車は長く丁寧に使つてほしい。今、若
い人たちは、はつきり申し上げて、家も持てな
い、極端なことを言えば、ほかの多くの興味も持
てない、せめて自動車ぐらいということに、その
趣味も抑制するようなことを法文の中に書くこと
自体、やはり物の発想の中に官主導という発想が
あるからなんです。むしろ喚起をして民主導とい
う形のものをつくり上げていかないと、幾ら笛吹
けども踊らぬ、こういう時代ですよ。ですから、
やはり法律をつくる段階でそのことを十分考慮に
入れなきゃいかぬだろうと私は思つていてくれ
ます。そのことをよくこれから検討していって
ください、あなたは将来性のある人なんです。こ
れを聞く大変失礼なんです、あなたは、自
動車諸税というものは幾つぐらいあると思いま
すか。

○平沼国務大臣 二十一世紀は、いかに地球を守
つていくか、こういう観点ですから、今おっしゃ
つたように、国民の皆様方がそういうことをひと
しく理解をする、こういうことは大切でございま
す。

○平沼国務大臣 消費税を入れますと十種類あ
る、こういうふうには認識しております。

○田中(慶)委員 さらに、今度のリサイクルのこ
れはある面では新しい税金だよね、はつきり申し
上げて。すべての人たちに、あまねく自動車所有

して、私どもは、教育面でございませうとか広報
面、そういったことを充実することはもとよりだ
と思つております。

者にかかるわけですから。そうすると、名前を変えた税金だと私は思っているわけですから、やはりトータルとしてこれは考えていかないと、先ほども議論されておりますけれども、取る方の立場と払う方の立場は同じなんです。やはり払う方の立場を考慮してこの枠組みというものを考えていかないといけないんだらう、私はこのように思うんです。

ですから、大臣、こういうことを含めて、せっかく自動車リサイクルという循環型社会をつくるに当たって、それが、すべての人に定着をし、かつまた、これについて守られるような形をとるためにも、法体系というのは、全体として一つの税としてのとらえ方を考えていくときに、後ほど申し上げますけれども、リサイクルの費用というものをそういう前提で考えていくと、今ひとり歩きしているんですよ、そうでしょう。一万五千円なのか二万円なのか三万円なのかわかりませんけれども、皆さんがおよそ二万円だと言う、こんな形でひとり歩きをする。こういうこと自体もこの法の精神からするとおかしい。

例えば、今回の問題でも、電子マネーフェストによってソフトをつくっていく。この前、ソフトの段階でもここで議論になりましたけれども、国土交通省の方から約六千九百万ほど出して、あるいは経済産業省の方で五百万を出していただいて、どういふソフトができたんですか。そのソフトの基本的な考え方だつてここで述べられないんですよ。

結果として、こういうソフトができ上がりました、それによって処理台数はこれだけです、ですから経費はこれだけかかりますということが明示できなければいけないものが、いまだに数%みたいな形で明示ができていない。ですから、この約八千万、七千五百万というお金はどこに使われたのかさっぱりわからない、水泡に帰したようなものじゃないんですか。どうでしょう。

○平沼国務大臣 電子マネーフェストのシステム開発に関するお尋ねですけれども、御指摘のとおり、

り、自動車リサイクル促進センターにおいて、平成十二年度に二種類の電子情報システム関係の検討を実施しております。このうち、国土交通省による使用済自動車電子マネーフェストの実証研究モデル事業の中では実証実験用のソフト開発を行っており、これは現行の廃棄物処理法を前提としたものでございます。また、当省の自動車リサイクル情報システム調査事業はソフト開発を伴わないものでございまして、電子化の要素分析を行った、こういうことになっております。

よつて、いずれも本法案に対応した電子情報システムに直接活用可能なシステム開発が行われたものではございません。さらに、新たな自動車リサイクルシステムに対応した電子情報システムのイメージが平成十三年度において議論される前に行われた検討でもございます。

我々としては、これらの検討を通じまして、電子化の際の考慮要素の分析を深めることができた、こういう効果があつたと思っております。これらの検討結果は、平成十三年十月に、新たな自動車リサイクルシステムにおける電子化を原則としたマネーフェスト制度を産業構造審議会において検討する際の前提として活用させていただいた、こういうことでございます。

○田中(慶)委員 いずれも、約七千万台の車をこれからどう処理するかというソフトをつくる段階で、私は、やはりもう少し国土交通省と経済産業省が情報交換をして、しっかりとソフトの開発をすべきであらうと思うんですよ。これが、お互いにキャッチボールの中で行くからこういうソフトになつてしまふ。ある面では、この七千五百万という金は、私からすれば、有効に使われていない。せっかくそれだけのお金を使つても、またもう一度仕切り直しなんです。新しいソフトをつくつていかなければいけない。

ということ、現場を知らないからそうなるちゃうんですよ。大臣初め、皆さん、リサイクルの現場を何人見えていますか。局長だつて、下手すると見ていないんじゃないですか。要するに、現

場を見ていけば、どういう形で伝票が流れて、そうしてどういう伝票をつくっていくかということになる。管理伝票なんですから。ですから、少なくとも机上のプランにすぎなくなつてくるわけです。そういうことを含めて、恐らく皆さん、ここに大臣、副大臣、政務官いますけれども、現場に行つた人は、せいぜい私の知っている範囲内で一人ですよ。

こういう中で、これから一兆四千億と言われるような財源も含めて議論をするときに、現場を見ないでペーパーでいろいろなことをやること自体、問題点が生ずるんですよ。今度のような管理伝票を、せっかく一生懸命これから新しいソフトをつくる、七千五百万というお金ですよ、それをバアにするんですから。

恐らくこの伝票を、ずっとシステムを全部追つていくと、それこそ七十億、百億近いソフトになつていくんだらうと私は思つて見ていたんですけれども、この前の質疑の中で、この問題が明確になつていない。結果として、管理費が数%だと。こんな、これだけの大きな問題を提言するのに、管理費数%だ、数%だとか言えない根拠自体が私は間違つていゝと思ひます。どうですか。

○平沼国務大臣 情報管理センターにおける情報管理業務に要する費用に関するお尋ねでございますけれども、今後、申請を受けて指定をする法人がどのような業務体制を構築してこれに臨むかに大きくかわつていゝものだと思つております。現時点では、そういう観点から確定的なことは申し上げられない、こういうふうに言わざるを得ません。

例えば、業務を行つていく上で、非常に大きな電子情報システムが必要となるわけでありまして、けれども、それをどの程度高度なものとするか。例えば、外部からのセキュリティ対策、利用者の利便性向上対策等をどの程度講ずるか、それによりまして、そのメンテナンスに必要な費用も大きく変わつてくると思つております。

は、本法案に対応した電子情報システムに直接活用可能なシステムの開発を行つたわけではございません。現時点において、ランニングコストの算出の前提となる電子情報システムの全貌がつかみつかないことは、先ほどの御答弁でも申し上げたとおりであります。

当省といたしましては、電算システムによる省力化やアウトソーシングの積極的活用等によりコストの最小化を促すことといたしております。あえて申し上げますと、御指摘がございました、一台当たり二万円とした場合には、本当に御指摘のとおり、まだあいまいですけれども、数%程度のコストにとどまるのではないかと、こういうふうな今考えているところでございまして、御指摘の点は、非常にある意味では正鵠を射ている御指摘だと思つております。

そしてさらに御指摘がございました、これから効率のよいシステムを構築していくに当たつては、国土交通省そして我が省と密接な連携のもとに行つていかなければならない、私どもはこのように思つております。

○田中(慶)委員 これから具体的に行政指導をする所管庁として、構想もあらゆるものもまとまらないで、このシステムのオーダーもできないでしようし、あるいは、監督官庁としての方向性も私は明示できないんだらうと思ひます。

ですから、こういうソフト開発をどういふ形でどうしていかんかということ、一つの想定をしなからやつていかなければいけないわけですから、結果としてそれは料金に加算されていくもの、例えば三%以内に抑えるための努力をしますから、例えば三%以内に抑えるための努力をしますとか五%以内に抑えるための努力をしますとか、目標を持つていなければ、今のようないくつか、何%、それこそ一〇%になるかも知れないんですよ。ですから、目標値というものは最低限度めながら、そのためにするかどうかというソフト開発になるのか、どのぐらいの機種になつていくのか、こういう形になつていくんじゃないでしょうか。今皆さん方が考えているのは、最初、頭の方だ

けを決めていくから結果的に数%、こういうことになっていくと思いますよ。物の道理というのは、積み重ねていかないとけない。結果的に、機種が若干違うにしても、どれだけ大きいコンピュターを導入しなければいけないか、最終的には、約七万台というものが明確になっているわけですから。

そういうことですから、やはりこういうやり方そのものは、私は、ある面では、法案をつくる段階でも少し練っていないといけないことじゃないかな。何でもかんでも、この法律をつくって、こういう形の法律だから、あとは全部任せますということではよくないんじゃないかな。それではお金をいただく側とすれば無責任なやり方だと思えますよ。どうですか。

○平沼国務大臣 先ほどの御答弁でも申し上げましたけれども、やはりこれからいかに効率よくやるか、そういうことでいろいろな手法が考えられると思います。その中で、例えばこれからアウトソーシングで外に出して、もちろん安全、秘密、そういうことは担保しなければいけません。そういったファクターもいろいろあるわけでありまして、そういう中で積み上げるという形は、それは我々もこれからの作業でしていかなければいかぬと思っています。

しかし、平成十二年度に実施して、国土交通省が六千九百万、当省が四百万を投じてやった。これは、今回目指しているシステムには直接かわりはありませんけれども、しかし、その第一段階としてのいろいろな予見、知見、そして、そういう実績的なものも得られているわけでありまして、そのあれをむだにすることなく、その上にしっかりとしたシステムを構築していく。

田中先生御指摘の、そういったいわゆる目標値を設定して、その中でいかに効率よくやるか、そういう手法は、我々としても銘記をしてやっていかなければいけない、こう思っています。

○田中(慶)委員 とかく、法律はつくるんですけれども、あとはユーザーであるとかメーカーの責

任であるとか、そういう形が非常に多いんですよ。ですから、結果として、新しい税金という発想でいくならば、私は、そういうところのきめの細かいことも当然必要であると思っていますから、ぜひそういうことに心しておいていただきたいと思っています。

そこで、次の質問に移させていただきますが、今回のリサイクルの中では、フロンやエアバッグあるいはシュレッターダストという三品目になっているわけですが、俗に後づけ部品と言われるタイヤ、バッテリーの問題等々を含めて、今まで、地球温暖化やあるいはまた地球の環境問題、それについて経済産業省として、新エネの問題やら、あるいはエネルギー基本法の議論の過程の中でも、CO₂をいかに減らすかということの議論をしてきたと思うんです。

ところが今回、今度のタイヤの問題はこのリサイクルに入っていない。しかし、その理想となるべきものが、タイヤの場合だって、今、全体の六割が熱処理用として燃やしているんです。一方においてはCO₂を減らすんだと言っておきながら、一方においてはタイヤの大体六〇%の処理は熱処理ですよ。要するに、燃やしているんです。

こういうことを含めて、経済産業省として、片方のエネルギー問題をやる時には、それについてCO₂を減らす、こちらの方については平気で、言葉は悪いですけども、ある面では垂れ流しみたいなことをするということが自体やはり問題があるだろう。

そういう点で、このリサイクルの中に、後づけやありますタイヤの問題も担保しなければいけない。フロンと同じような別建ての法律であって、やはり担保しておかないと、あくまでも、日本全体の取り組みの中でエネルギーの問題とリンクして考えると、この問題というのは、これはみんなセクショナリズムになっているからタイヤのリサイクルに連動していないんですよ。ですからこれは、少なくとも別建てでもいいか

らそういう問題もちゃんとしておかないと、経済産業省として日本の全体を考えるならば、法律がちぐはぐではないかなと私は思っているんです。どうですか。

○平沼国務大臣 タイヤでございませうとか、あるいはバッテリーもその中に入るのはないかと思っております。そういう中で、自動車メーカーが引き取る特定再資源化等物品の範囲にタイヤをしっかりと入れて追加すべきではないか、こういう御指摘でございます。

これはもう田中先生が、私から申し上げるまでもなくよく御承知のことだと思っておりますけれども、従来から関係業界、関連事業者における自主的な取り組みによりまして、リサイクルというのはおおむね円滑に行われているところでございまして。例えばタイヤの場合は約九割、そして、バッテリーのことは直接にはお聞きにならなかったのですが、その大部分がリサイクル過程よりもむしろ整備過程において発生しております。ことから、本法案のスキームとは必ずしも整合的ではない、そういう理由から、現時点におきましては、自動車メーカーが引き取るべき特定再資源化等物品とはしないことにいたしております。それから、熱利用のことについて御指摘がございました。

廃タイヤの熱利用にしましては、石炭や重油など他の熱源の代替として利用しているところがございます。追加的なCO₂を発生しないという点において温暖化対策に資するものだ、私どもはこういう認識をしております。そういう意味で、全体の循環型社会をつくるということに関しては、やり過ぎてやり過ぎではない、こういう認識を持って今後いろいろな面で私どもは対応していくべきだと思っておりますけれども、今の段階では、廃タイヤの熱利用については、石炭やあるいは重油などの代替の熱源としてやっておりますから、そういう意味では、やる場合には同じこと、燃やすわけですから、追加的なCO₂を発生しない、そういう考え方でやっています。

しかし、全体を減らすということは、今後我々としては真剣に取り組んでいかなければならない、そういうふうには思っているところでございませう。

○田中(慶)委員 タイヤから熱利用という形でやる場合においては、CO₂そのものが、石炭よりは少ないわけですが、ほかの太陽光やあるいは原子力、そういうところからすると多いんですよ。ですから、逆に、京都議定書に調印をする、それで、原子力発電も十年で十三基はつくれない、ほかの火力発電所も、十年もかかるんですからなかなか無理である。にもかかわらず、こういうところがリンクをしないので、これは約六割が熱処理、燃やしているんですから、そういうことも含めて、やはり一つの国の政策を打ち出すときには、そこまで配慮しない、みんなこれはセクショナリズムになっているからこういうことが出てくるんですよ。

タイヤだって、年間大体一億七百万本、これだけのタイヤが使用されているんですよ。野積みだけで六百万ですよ。これだけのものがいろいろな形のリサイクルの中で出てくるわけですから、あなたは二〇〇%近くということですけども、今、これは約六百万本が野積みされておるんですよ。

こういうことを含めて、一連の今のエネルギー問題、一方においては六百万本の、極端なことを言えば野積みされている産廃の不法投棄ですよ、これについては、環境省からきょう飯島さんが来ていると思えますけれども、これは環境省だ。しかしこれは、附則を全部見たって、免許取り消しとかそういうことは書いてありますけれども、罰則で幾ら罰金を払うということについては書いてないですよ。こういうことを含めて、一つの法律をつくるときに、セクショナリズムにならないで、そういうところも全部組み立ててつくべきものではないか、私はこう思っています。バッテリーだってそうですよ。例えば今度のリサイクル費用は、一方においては外建てにして別

に預託するわけですが、そのときに、何で内部にしないといけないかというと、それは、倒産する可能性があるとかいろいろなことを述べられましたよね。では、今度はバッテリーはどうだ。バッテリーは二〇〇%処理できます、メーカーもちゃんとしています、だからこれは別建てでいいんだと。おかしいでしょう。バッテリー製造メーカーだって企業ですから、いつ倒産するかわからないんですよ。

片方の、全体の枠組みのときには、倒産する可能性があるからこれは別にリサイクル料金を外枠で、バッテリーの場合は、極端なことを言えば、一〇〇%処理が済んでおるし、これはこの法律に關係なく別建てで、こういうことでありますけれども、バッテリーだって同じですよ。そんなことを考えて、これは、法律の理論性からすると、このバッテリーをつくっておるメーカーが倒産しないという保証は絶対ないわけですよ。そうでしょう。

だから、そんなことを考えてみると、これだつて、九九・九%の回収をされているバッテリー、しかし、今まで鉛の土壌汚染や人体汚染ということも出てきているわけですから、そうすると、これも、少なくとも後づけ部品の中でありまされども、やはり別途の法律で何か担保をしておく必要があるだろう、このように思っているんですよ。大臣、どう思いますか。

○平沼国務大臣 タイヤ、バッテリーに関しては先ほど御答弁をさせていただきました。

そういう中で、発生というものが、例えばタイヤの場合は、先ほど申し上げましたように、九〇%以上のものが既にシステムができておりまして、その中で処理される。バッテリーの場合には、これはほぼ一〇〇%、そういう形になっています。倒産ということも御指摘になりましたけれども、確かにそういうケースもありますけれども、我々の判断としては、そういった場合にも今のシステムの中でちゃんと吸収される、そういうふうになっているわけですよ。

しかし、先ほど御答弁をさせていただきましたけれども、やはり大きな前提としては、循環型社会で地球環境を守っていく、こういうことであれば、今タイヤを燃やしてCO₂を出している、しかし、現時点でも、それを重油や石炭で燃やしている分に充てている、こういうことでありますけれども、しかし全体的に、これから新しいエネルギー等を一生懸命研究開発をして、そういった新エネルギーの力をかりて地球に優しい、そういったものに全体的には置換をしていく、そういう根本姿勢が大切だと私は思っております。

現時点では、バッテリー、タイヤに関しては、そういう御指摘の点、それはあると思いますけれども、現時点の判断では、そういう一つの構築されたシステムの中で回っていく、そういうことで御提案をさせていただき、大きな面では、御指摘のことは私はそのとおりだと思いますから、そういう面でも私は前向きに検討していかなければならない、このように思っています。

○田中(慶)委員 自動車というのは、それぞれいろいろな後づけ部品もついてちゃんとなつていくわけですから、リサイクルという前提で、後づけ部品等々を含めて、やはり今後はしっかりと対応していかなければならないと片手落ちになってしまう。リサイクルあるいは循環型精神にとつていながらそういうものが放置される、こういうことになるわけですから、余りこだわらずに、しっかりとしない。

だから、現場を見ていかなければだめですよと僕が言っているのは、そういうことよ。具体的に処理現場を見ていけば、ああ、なるほどなど。ペーパーだからそういう今のような大臣の答弁になっちゃう。やはり大臣、現場を見ていくと私の質問というのは理解できていると思えますよ。ですから、そういうことを含めて、やはり現場というのは大切なんですよ。

このことばかりやっておるわけにまいりませんけれども、いずれにしても、後づけ部品と言われの問題は、しっかりとちゃんと対応していかなければならない。

と、自動車リサイクル全体としての取り組みの中でままた扱いみたいになりますから、ぜひそんなことのないようにしてほしい。

それで次に、リサイクル費用について、この中で何回となく議論されてまいりました。それで、大臣、どう思うんですか。このリサイクル費用というものは、あなたも私も、下手するとどう何か決まっているように勘違いしているんじゃないでしょうか。二万円から二万円かかるという、その根拠というものはまだ積算されていないように思えますけれども、どうでしょう。

○平沼国務大臣 これは、この法案を御提案したときから、何回にもわたってそういう御質問があり、その辺のことにについては答弁をさせていただいてるところであります。

御指摘のように、二万円というのは一つの目安でございまして、これは実際に、例えば車種によっても違いますし、エアバッグを装着している車、あるいは今後、別のフロンに代替するものを使つたもの、そういうことでその費用も変わつてまいりますので、あくまでも目安であります。ですから、私どもは、これから、メーカーあるいは関係者がそういうコスト意識を持つて、そしてユーザーに過度な負担が起きない、やはりそういう基本精神でやっていかなければいけない、このように思っています。

○田中(慶)委員 そこで、大臣にお伺いしますけれども、大臣がそのようなお考えであるならば、今度の法律の中で、やはりちゃんと今のようなことを担保しておく必要があると思ふんです。

ということとは、自動車メーカーにおいてこのリサイクルに實際要した費用というものがやはり自動車のユーザーに対して公表されるべきだ、このことはここでも議論されたと思ふんですけれども、私は、やはりそのことを明確にさせる必要があると思ふんです。

今大臣が言っているように、あるメーカーごとに、車種ごとに、競争の原理じゃないですけども、そういうことも含めてちゃんと担保させることが絶対必要だろう、このことは本来ならば法律に明確にさせるぐらいの問題ではないかな、私はこのように思っているんですけれども、大臣、どう思いますか。

○平沼国務大臣 自動車メーカーがリサイクル実施に要した費用を公表すべき、こういう御指摘でございます。

御指摘のとおり、使用済自動車のリサイクル費用と預託されたリサイクル料金との間に差額があるかどうかを判断するためには、自動車メーカー等において実際にリサイクルに要した費用が幾らかを明らかにする必要があると思つております。

この点については、今田中先生も御指摘のように、このままでも御答弁申し上げたとおり、五月二十九日の当委員会での御議論を踏まえまして、公表の可能性について担当部局に検討をさせまして、環境省とも相談をさせておりましたが、今般、私の判断といたしまして、リサイクルの実施状況の公表の一環で、資金管理法人から払い渡された資金と実際にリサイクルに要した費用の状況の双方について、自動車メーカー等に毎年度公表をさせる方向で省令において規定することとしたい、このように存じております。

このように、リサイクルの実施状況をコストも含めて公表することによりまして、自動車メーカー等が負担したリスクの状況が国民の皆様方に開示をされまして、自動車リサイクルをめぐる競争の中でのコスト削減効果がリサイクル料金の低減等の形で還元される誘因になることを期待しております。

○田中(慶)委員 ありがとうございます。

これだけ自動車諸税があらゆるところで多いわけですから、せめてそのぐらいの努力をして、競争もする、公表もする、そしてお互いに納得をする、こういうことでありますから、大変前向きな答弁をいただきました。それからもう一つ問題についてぜひ検討していただきたいと思つております。

そこで、次にお伺いさせていただきますのは、預託され、これからこの資金管理団体というのが、やはり一番問題なのは、皆さん、この議論をずうっと通じて、天下りの問題やら、いろいろなことが議論されてまいりました。新たな特殊法人だと言う人もおられました。大臣、こういうことを含めて、疑いをかけられないように、そして透明、ガラス張りであつて、こういうものは、新しく設ける一つの第三者機関みたいな形の取り組みとして、公明度を高くしなければいけない、あるいはまた情報公開もしなければいけない等を含めて、第三者機関による監査みたいなものもする必要があるのかな、こんなふうに思っておりますけれども、どうでしょう。

○平沼国務大臣 資金管理法人のガラス張りの運営を実現すべきとの御指摘でございます。

資金管理法人の運営についての透明性、公正性の確保につきましては、新しい自動車リサイクル制度を構築する上でも御指摘のように最も意を用いなければならないところだと認識をしております。

本法案の中でも、資金の運用方法について制限を設けさせていただきました。また、資金管理法人が業務規程、事業計画、事業報告等を作成したときは必ず公表する、そのように義務づけをいたしまして、透明性、公開性を確保させていただいたところであります。また、学識経験者や一般消費者の代表を委員とする資金管理業務諮問委員会を設けまして、外部の目によるチェックが働くようにしたこと等、他の指定法人に比して特段の規定を設けているところでございます。

また、資金管理法人の業務管理規程を主務大臣として認可するに当たりましては、公認会計士等による外部監査の実施を前提としておりまして、管理するリサイクル料金に係る会計の資金状況については、年一回でなくて複数回公開するなど、法律の規定外の事項についても、業務、財務の透明性、公開性を高める取り組みを行うべきであると私どもは考えております。

なお、本法人は民間主体の法人でございます。て、ちよつとお触れになりましたけれども、やはり皆様方のいろいろ御批判があり、また皆様方が、しっかりと人事をしなければならぬ、そういうことでございますので、私どもとしては、例えば常勤役員には民間の方の中から適切な方々が起用されまして、そして、御懸念のような、そういう疑いを抱かれるようなことがないように努めていかなければならないと思っております。

○田中(慶)委員 改めて確認をさせていただきませんが、今の大臣の答弁では、天下りというものを規制する、こういう理解でよろしいと思うんですが、やり方によつては、一時民間企業に行つて、それからまたUターンをする、こういう天下りもあるんです。最近はいろいろなことで世の中の目が非常に厳しいものですから、一時はどこかに行く、そうすると必ず、それは天下りじゃないよという答弁ですから、そういうことも含めてならないようにしておいていただきたいと思ひます。

○平沼国務大臣 私どもとしては、民間主体の団体でございますから、やはり透明性、そして皆様方が納得する人事体制をつくらなければいかぬ、そういうふうにお思ひしておりますから、今御指摘のことでも踏まえて、しっかりと対応してまいりたいと思ひております。

○田中(慶)委員 それから、大臣、この法律の施行は何年を目途にしておるんですか。

○平沼国務大臣 二年半、これを目途にしております。

○田中(慶)委員 現在、平成十四年です。そうですね、実施が十六年になるわけですね。そうすると、この法律が実施されてから、見直し規定というものがあつたわけですが、五年を経過した、いいですか、二年を経過して実施をされ、五年、下手をすると五年半です、時代の大きな流れ等を勘案して、この七年半というのは長過ぎるんじゃないですか。どう思ひますか。

○平沼国務大臣 附則第十三条におきましては、本法の完全施行後「五年以内」に、この法律の施行

の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」というふうな規定されておりますが、期間を短縮してやつたらどうか、こういう御指摘でございます。

本法においてこのように規定した理由をいたしましては、一つは、本法の特殊性として、完全施行後三年間は、既販車についてリサイクル料金の車検時預託を求め、いわば経過措置的な移行期間であるということがございます。また、このため、当該期間中は一定数の使用済自動車について結果として排出時徴収とならざるを得ず、本法案の大きなねらいの一つである不法投棄の防止に關しての本法の効果の十分な見きわめが困難である、そういうことによるものでございます。

このため、政府といたしましては、附則第十三条の規定を受け、移行期間が終了する三年後の時点から検討に着手して結論を得て、五年以内に必要措置を講ずることとしております。

なお、法の施行状況について不断に点検をする、このことはもちろんのことだと思ひております。リサイクルシステムの円滑な構築、運営に重大な支障を生ずるおそれがあると認められる場合には、私どもとしては、五年以内を待たずに所要の対応をする、こういう方針でございます。

○田中(慶)委員 大臣、考えてください。今から二年から二年半で施行、それから五年。確かに既販車は三年後ですけれども、新車はできるんです。ですから、基本的な問題があれば別ですが、年間五百万台以上の新車が売れるわけですから、そういうことを含めて、二年半たつて実施する、そして五年後の見直し、下手をすると、七年半なんという、時代が物すごく変わっているからわからない。

そんなときに、私はいつも思うんですけれども、行政というのは時代の変化にも対応しなければいけないわけですから、むしろ、ここに五年なんというよりは、私は三年とか、なぜ三年、既販車のことを想定しなければそういうことも分けて検討することができるわけですから、や

はりそういうことをしていかなければ、これ、ことし実施して五年というんだつたらまだともかくも、二年後に具体的に実施していく、また五年なんという、時代はめっちゃくちゃに変わっているかわかりません。どう思ひますか。

○平沼国務大臣 先ほどの答弁の最後の部分で申し上げました。やはり御指摘の点もございまして、我々は、状況を見ながら、五年ということにとらわれずに、そこは臨機応変に対応すべきだ、このように思ひております。

○田中(慶)委員 いずれにしても、こういうことが、法律をつくる段階でいつも私は指摘をしておりますのは、時間を多くとればとるほどいいというものではないと思ひます。新しいものを実行段階に移すときは、問題が出てきたらやはりその時点で対応していくようにしていかなければいけないと思ひます。

そこで、今大臣の答弁の中に、先ほど出た不法投棄の問題もありました。これは、環境省と経済産業省がお互いに、今度の法律は経済産業省がつくっておりますけれども、私は先ほどこの問題に若干触れましたけれども、不法投棄になりますと産廃の中に入ってくるわけですね。法律をずっと見ていくと、産廃の法律の中に不法投棄に対する罰則規定はないんです。飯島さん、ありますか。

○飯島政府参考人 この法案では、委員御指摘になりました廃棄物処理法との関係で、百二十一条に使用済自動車をすべて廃棄物とみなす規定を置いておりますので、不法投棄が行われれば廃棄物処理法の罰則が適用されます。

○田中(慶)委員 罰則はありますよね、確かに。免許取り消しとかそういうものはありますけれども、罰金はありませんか。

○飯島政府参考人 不法投棄の罰則は、ほかの公害関係法に比べても特に厳しいものでございまして、この、今先生お持ちの資料でございますが、廃棄物処理法の罰則が適用されますので、平成十二年法改正でまた大幅に強化されて、現在の

確かに、システムとしては漏れない完璧なシステムを目指すという部分もあるかもしれませんが、それでも、そのことについてはやはり行政改革に逆行するんじゃないかということを私は前回の委員会でも御指摘を申し上げたところであります。

す。例えば、どんなに油と水の分離槽を、立派な施設を使ったとしても、そこで作業をしてオイルを垂れ流しにしたのでは結局意味がないというふうに思っています。到底環境を守れない。

したがって、設置基準については、自動車解体業者の体力に配慮をして、必要にして最小限のものにとどめ、もちろんそのとおりだと思えますけれども、作業基準、管理基準などを併用して、分別回収したものの総量を報告する仕組みをつくるなどして作業内容を検証できる仕組みにすべきであるというふうに考えますが、いかがお考えになりますでしょうか。

○下地大臣政務官 お答えをさせていただきます。

今度の解体業者は許可制にしております。その際に求められる基準に関しては、施設に関する基準を含め、必要最小限のものとすべきだというのが基本的な考えであります。

また、環境に悪影響を与えることのないよう、法律上、解体業者が従うべき必要十分な行為基準が適用されることにもなっております。また、一台ごとの引き取り、引き渡しも電子マニフェスト制度によってきつちりと管理ができるようにして、野積みや不法投棄など、リサイクルルートにおける不適正な処理を防止するようにしたいというふうに思っております。

○樋高委員 全体について大島副大臣に伺いたいと思っております。いわゆる本案につきましては平成十六年中の施行を目指すということでありますけれども、七千万台から七千四百万台と言われている膨大なデータ管理を要するいわゆる資金管理システムあるいは電子マニフェストシステムの構築にはやはり物すごい準備期間を要すると予想されておりますけれども、私は環境委員会の方で議員立法でフロンの方に携わりましたけれども、これは物すごい大変でありました。本当に大丈夫でしょうか。十六年中に施行できるんでしょうか。いかがでしょうか。

○大島副大臣 樋高先生にお答えを申し上げます。

先生御指摘のとおり、この制度を円滑に施行するためには相当の準備期間を必要とするだろう、我々もそう考えております。

しかし、最近の状況を眺めてみますと、いわゆる産廃の処理処分場、これはもうどんどん狭まっておりまして、なくなってきたと見えます。最終処分の費用も高騰いたしております。また、鉄スクラップ価格の低迷等によりまして、不法投棄とか不適正処理の懸念はますます高まっております。このため、新たな自動車リサイクルに係る制度を立ち上げていくことは喫緊の課題であるというふうに我々は認識をいたしております。

本法案におきましては、こうした事情を十分考慮いたしまして、法律の公布日から二年半以内に本格的に制度を施行するとしていただいております。先ほどの田中先生からも、こういつたことでは遅過ぎるんじゃないかという御意見もございましたが、本法案ではそういうふうにしております。

そして、政府といたしましても、自動車メーカーを初め関係する事業者等と協力をしながら、円滑な制度の施行に向けて万全を期してまいりたいと思っております。生易しい状況ではないということをご承知しながら、万全を期したいと思っております。

○樋高委員 この法律案については二年六カ月以内に施行というふうになっておりますので、それを一カ月でも二カ月でも半年でも早められるように、緊張感を持って体制を整備していただきたいと思っております。

最後に一問、大臣にお伺いをさせていただきます。

先般、参考人質疑のときも、あれは早稲田大学の永田先生だったでしょうか、私、すごく印象に残ったんですけども、リサイクルをするのは循環型社会においては当たり前のことであって、そもそも、大量リサイクルということは真の循環型

社会とは言えないんだ、つまり、リサイクルする総量も減らすということによって真の循環型社会が生まれるんだということをおっしゃっていたんです。

要するに、今までは、二十世紀は大量生産、大量消費、大量廃棄の時代であった、これは政府も言っていますけれども、この大量リサイクル、これは四本目の柱、大量リサイクルの時代、今回はリサイクル法ですから、自動車のリサイクルをつくるということなんですから、この大量リサイクルということがある限りはまだまだ真の循環型社会とは言えないんだということでありました。

そこまではやはり見通した上で、今回この法律案を考えていかなきゃいけないと思うのでありますけれども、再資源化というのはもちろん大切であります。しかしながら、やはりごみを出さなくする、根本の話になるんですけども、ごみにしかならないものをつくらないようにするいわゆる仕組みもつくり上げる視点というのは私は大切であると思っております。

今後、本法案を、そのような視点に立つて、どのように運用なさっていくおつもりなのか、最後に伺いたいと思っております。

○平沼国務大臣 ごみを出さなくするという視点は、私は御指摘のとおりだと思っております。非常に重要だと思っております。

その観点から申し上げますと、本法案におきましては、自動車ユーザーにリサイクル料金の負担を求める時点を新車の購入時としておりますので、自動車の購入者が自動車を選択する際に、リサイクル料金の額でございますとか、購入しようとする自動車の設計あるいは素材選択において、これがリサイクルに配慮されているかどうか、そういういった情報を判断材料とすることになります。そしてリサイクルしやすい車を開発しようというプレッシャーが自動車メーカー等に対しても働きます。

同時に、自動車製造業者等の責務として、自動

車が長期間使用されることを促進することを定め、自動車の設計や部品、原材料の種類の工夫により少しでも長く使える自動車を開発するように求めているところでございます。

今後、実際の法律の運用に当たりまして、自動車の長期使用、あるいは自動車に関する廃棄物の発生を抑制するために、自動車製造業者等や自動車の所有者を含めた国民の理解と御協力をいただくようにする。根本的な発想は、これからは、御指摘のようにいかにごみを出さないか、そういうことに基本設計を置くべきだ、このように思っております。

○樋高委員 ごみにはかならないものをつくらないということも忘れずに取り組んでいただきたいと思います。きょうはどうもありがとうございます。

○谷畑委員長 塩川鉄也君。

○塩川(鉄)委員 日本共産党の塩川鉄也です。最初に、循環型社会形成推進基本法では、廃棄物リサイクル対策の優先順位をどのように位置づけているのかを確認したいと思っております。

○飯島政府参考人 循環型社会形成推進基本法におきましては、廃棄物などの循環的な利用及び処分の基本原則が、環境への負荷の低減という観点から定められております。

まず第一に発生抑制、リデュース、二番目に再利用、リユース、三番目に再生利用、マテリアルリサイクル、四番目に熱回収、サーマルリサイクル、最後に適正な処分、こういった順序で対策を行うこととされております。

○塩川(鉄)委員 今回の法案では、リサイクル率におきましてサーマルリサイクルの位置づけはどのようになっているのかを確認したいと思っております。

○大島副大臣 塩川先生にお答えをいたします。本法案におきまして、サーマルリサイクルにつきましては、シュレッダーダスト等の再資源化の方法として認めているところでございます。マテリアルリサイクルをサーマルリサイクルに

優先する、こういう循環型社会形成推進基本法における基本原則を前提としながら、平成九年に経済産業省が定めた自動車リサイクル・イニシアティブにおける二〇一五年にリサイクル率を九五%とのリサイクルの達成目標や、関係業界におけるリサイクルの実施状況、あるいはリサイクル技術の動向等を踏まえながら、今後鋭意検討を進めてまいりたいと存じております。

○塩川(鉄)委員 マテリアルリサイクルをサマールリサイクルに優先するという基本原則を前提としてという話でしたけれども、私は、その点で、EUのように、サマールリサイクルに安易に流れないようにマテリアルベースでのリサイクル率の目標を持つということはお考えにならないのか、その点をお聞きしたいと思います。

○平沼国務大臣 お答えさせていただきます。

現在、自動車のリサイクル率というのは既に八〇%前後に達しております、他の物品と比べても遜色のないリサイクル率を達成しております。そのリサイクルの手法としては、マテリアルリサイクルによるものがほとんどでございます。

そして、残余の二〇%の大宗はシュレッダーダストが占めておるわけでありまして、そもそもマテリアルリサイクルが技術的、経済的に容易ではないものがシュレッダーダストとなっているものであります、シュレッダーダストは、本来的にはマテリアルリサイクルが容易ではないということを念頭に置く必要があると思います。

したがって、シュレッダーダストについてはサマールリサイクルを相当程度認めざるを得ないと考えておりますけれども、リサイクル率の具体的なあり方については、御指摘の点を念頭に置きまして、循環型社会形成推進基本法における基本原則、自動車リサイクル・イニシアティブにおける目標、EUにおける取り組みの状況、これは御承知のように、二〇一五年におけるリサイクル率九五%以上、うちサマールリサイクル一〇%以内、こういうことで設定をしております。すなわち、シュレッダーダストのおおむね三分の二程度

がサマールとなり得る状況でございます。関係業界におけるリサイクルの実施状況やリサイクル技術の動向等を踏まえまして、私どもは今後検討をしていくつもりでございます。

○塩川(鉄)委員 この間のいろいろな説明書きを見ましても、リサイクル率が七五%から八〇%、オランダでは八六%ということですから、この点でもまだまだ努力が求められている。そういう点でも、私はマテリアルレベルでの努力というのが重要だというふうに思っているんです。

その上で、マテリアル優先という循環型社会形成推進基本法の原則を踏まえて進めていくということですが、これはこの法案のどこに根拠があるのか。つまり、ASRの処理においてマテリアル優先という考え方は法文上どこに示されているのか。この点はいかがでしょうか。

○岡本政府参考人 この法案の中で、今先生御指摘の部分について明示の規定は設けておりませんが、循環型社会形成推進基本法の中に、先ほど来先生も御指摘になりましたような、マテリアル優先という原則が明記されておりますので、その精神というのは当然自動車リサイクルについても適用されるものとして私も理解をいたしております。

○塩川(鉄)委員 私、この点で、家電リサイクルの場合におきましては、熱回収の定義というところ「再商品化されたもの以外のもの」としてというところで、マテリアルを優先するということがはつきりとうたわれております。このリサイクル率の基準についても、当面はマテリアルだけが対象となるように政令で定められているわけでありまして。ところが、今回の自動車リサイクル法案では、再資源化について条文を読みますと、マテリアルとサマールと并列に置かれているわけですね。サマールに対する上限がなく、全部サマールとも読めるような条文にもなっているわけです。

すけれども、いかがですか。

○岡本政府参考人 マテリアル優先ということが循環型社会形成推進基本法の中に明示されておりますので、その原則は自動車リサイクルについても当然及ぶものでございます。

一方で、その原則を踏まえながら、実際にどうやってシュレッダーダストの処理を進めていくかという点につきましては、先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、イニシアティブの二〇一五年で九五%リサイクル率を達成するという大きな目標、それからEUにおける実際のリサイクル、特にシュレッダーダストの部分の処理のあり方、それから技術の動向、そういったものを見ながらやっていくというのが現実的な方法かと思っておりますので、そういう現実を一方でにみながら、考え方としては、マテリアル優先という循環型社会形成推進基本法の考え方をこの自動車リサイクルについても当然前提としながら、関係の事業者の方々に取り組んでいただくべく促してまいりたいと考えているところでございます。

○塩川(鉄)委員 私は、やはりマテリアル優先という方向では基本法の立場があるわけですから、個別法についてもきちっとその点を確認するような条文の規定が求められている、この点を率直に思うわけです。

その上で、本来、今回の法案を通じて多くの国民の皆さんの念頭にあるのが、シュレッダーダストが減るということです。いろいろな説明書の中でも、埋立処分極小化ということがうたわれているわけですが、今回の法案の仕組みを通じて、このシュレッダーダストの発生量を減らしていくものになるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○古屋副大臣 お答えさせていただきます。

今回の法案によってシュレッダーダストの発生量が減るかどうかがところでございますけれども、まず、自動車メーカーが、シュレッダーダスト、それからほかの二品目を含めてそれぞれリサイクル料金を明示することになっております

で、当然その際にはユーザーもそれぞれの品目についての費用を確認して車を買うということになりますので、そういう意味では自動車メーカーは、技術革新を通じてその料金をできるだけ抑える、そしてリサイクル分野における競争というものを強く意識する、こういったプラスのインセンティブが働くものと私は考えております。

そして、このシュレッダーダストというのはリサイクル料金の過半を占めることとなりますので、リサイクル料金全体を低減させるためには、シュレッダーダストをいかに少なくさせるかということが設計段階からの大きなポイントになってくるわけでございます。したがって、自動車メーカーというのは、当然のことながら、自発的に設計段階からシュレッダーダストをいかに少なくさせるかという努力をしていくものと考えております。

また、リサイクルの実施段階においても、シュレッダーダストの発生を減少させる仕組みというものを設けていただいております。すなわち、通常のリサイクルルートにおいてはシュレッダーダストが必然的に発生するわけでありまして、そのシュレッダーダストの引き取りあるいはリサイクルの義務を負う自動車メーカーが、そもそもシュレッダーダストを発生させないように、例えば、解体業者であるとか破砕業者と連携をして通常よりも丁寧な解体作業を行うことによりまして、使用済自動車そのまゝ電炉に投入できる。実は、私も西日本のある解体業者を見ましたけれども、いわゆる全部再資源化という方式でございます。これに対応しているメーカーでございました。こういうやり方も認めているところでございます。

政府としては、以上のような設計・製造段階及びリサイクルの実施段階における仕組みがございますので、シュレッダーダストの発生というものが相当程度減少するということを私も期待をいたしております。

○塩川(鉄)委員 埋立処分の極小化というのは二

つの面があるわけですね。当然のことながら、シュレッダーダストそのものの発生量を減らすということと同時に、出てきたシュレッダーダストを減容、減量化するといった両面があるわけです。

私は、今回の仕組みを通じて、ASRそのものを減らす努力が本当に働くのかと。私は、ASR、シュレッダーダストそのものの発生量を減らすという方向での努力につながるような仕組みであるべきだというふうに思うわけです。

今、古屋副大臣が西日本オートリサイクルの話をお話をされましたが、私どもも委員会で先日視察をしました啓愛社さん、ここでも、それまで廃車がらはシュレッダー業者さんにお金を出していただくという状況下ではメリットがないというところで、その廃車がらをプレスして、有償で購入してくれる電炉メーカーに直接出荷をするルートに変更したと聞きました。

こういうふうな電炉に直接投入すると、この場合はシュレッダーダストと言わないでしようけれども、言うなれば、廃車がらと一体となるダストとしてのあるべき分も一緒にほうり込んでしまうわけですから、いわばシュレッダーダストに相当するその発生量そのものを減らすという努力が働かなくなるんじゃないでしょうか。いかがでしょう。

○岡本政府参考人 電炉にいわゆるサイコロプレスを投入するその方式というのは、シュレッダーダストを発生させないという点においては、先生のお話のように大変意義があると私も思っておりますが、先ほどの御質疑の中でお答えさせていただきましたが、電炉メーカーとして幾らでもいわゆる廃車がらをプレスしたものを引き受けられるということではございませんで、多ければ出てまいります電炉の製品にどうしても影響が出てまいりますので、その影響が出てこない範囲というところで、現状では、重量で一、二%というそのレベルの範囲内で、プレスされた廃車がら、その

廃車がらというものの、徹底的に解体工程で銅とかの部分とか塩化分とかそういったものを取り除くという作業をやった上で初めて受け入れていただくわけですが、いずれにしても、そこが主流になるということには至らないと思います。

したがって、そのことを別にして、シュレッダーダストそのものを減らすという点につきましては、先ほど古屋副大臣からお答えしましたような、この法律の制度の立て方あるいは実態でございますので、私どもは、自動車メーカーを初めとして、ダストの減量に向けてドライブが働くものというふうなことを考えております。

○塩川(鉄)委員 電炉メーカーについては、一部とはいいいながらも、今回の法案でも解体自動車全部利用者として容認はされているわけですね。

では、その他はどういうふうな処理をするのかとすれば、このASRリサイクル事業者として大半を占める予想されていくのが、サーマル中心のガス化溶融炉などになってくると思うんですね。この間の政府の取り組みを見ますと、このようなガス化溶融炉などを含むASRリサイクル事業者育成の仕組みがいろいろあるところで組み込まれてきているんじゃないかと思うんです。

例えば、今回の法案でも、ASRの処理費用そのものがユーザー負担でまかすというわけですから、もうけの種として道が開かれているわけですから、施行日の説明についても、二年六月月以後二年六月月以内に施行という、二年六月月という意味合いにつきましましては、もちろん資金管理や情報管理システムの構築もありますけれども、シュレッダーダストのリサイクルプラントの整備に多大な時間を要することからこういう措置をするんだということが、説明書きの中でも書かれていたわけですね。そういう点では、こういったASRリサイクル事業者をきちんと待ってスタートをしようという構えになっているということでもあるわけですね。

さらに、経済財政諮問会議の循環型経済社会に関する専門調査会の中間取りまとめでは、マテリ

アルリサイクルとサーマルリサイクルを同等に位置づけて、両者の合理的選択ができるようにすべきだと提言をして、要するに、サーマルを進めやすいような仕組みづくりの方向が、現に道がつくられている状況だと思っております。

ですから私は、こういう方向では、メーカーが解体しやすいような設計の努力、そういうのはおいておいて、もうとにかくサーマルリサイクルという形で、シュレッダーダストをそういったASRリサイクル事業者へ持っていくべき事足りると思います。ASRの発生量を削減することに逆行して、そういったASRリサイクル事業者の将来のうけを保障する、ASRを固定化することにつながるのではないかと、こういう危惧も率直に思うんですけれども、この点はいかがでしょうか。

○岡本政府参考人 ASRの処理プラントの増設はぜひ必要で、そのために時間がかかるということとは当然かと私も思うのです。リサイクル率を高めていただくためには、ASRの処理能力が拡大していくということは必須でございますので、それを行っていただく上で、一定の施行までの期間が要するというのも御理解をいただけるのではないかと思います。

それから、私ども、ASRについて、あくまでもマテリアル優先という基本法の考え方は大前提にいたしたいと思っております。

一方で、これは先生も御理解いただけたと思うのですが、技術が進んでそれをマテリアルでやっていくという場合に、コストの面、あるいはマテリアルから出てきたものの後の利用の面、そういう面からマテリアルがフィージビリティを高めたいということも同時に見届けなければならぬ大事な要素でございます。

そういう意味において、マテリアル優先という大原則は常に念頭に置きながら、技術の動向でありますとか、あるいは、この審議の中でもしばしば言及のありましたE.U.における取り組みの状況でありますとか、そういったことも私ども十分に引きあわせながら、具体的なリサイクルの目標ある

いは進め方というものをこれから検討してまいりたいと考えているところでございます。

○塩川(鉄)委員 ですから私は、ASRそのものの発生量を減らすという努力を強めるよりも、ASRの発生量を前提とした上でサーマルリサイクルという形で減容化を図る、こういう方向を固定化することになるんじゃないのかということをお慮するわけです。

というのも、この間の政府の施策で、例えば廃棄物発電の問題もあります。この自動車工業会の自主行動計画の中にも、廃棄物発電等のサーマルリサイクルの実現に向けた優遇策の実施などを政府に求めていたわけで、いわば自動車メーカーによる対政府要求がこの前の新エネ法で具体化している、そういったインセンティブの方が働く、この道が大いに開かれているというのが現状だと思っております。

もう一つ、こういったASRの発生の問題について、ASRリサイクル事業者を育成する方向というの、自動車の設計及びその部品または原材料の工夫することによってリユースやマテリアルリサイクルしやすい努力を行うなど、ごみにならない物づくりをたな上げする方向に働くんじゃないか。

ホンダの開発担当者が日刊工業新聞で述べていたことを紹介しましたが、ASRをガス化溶融炉でサーマルリサイクルして、九八%までリサイクルできるなら、解体性のよい設計に全力を挙げるこの意味がなくなるという現場の声なんです。これが本来の意味で、メーカーの解体性のよい設計をするという努力につながるのか、こういうのを率直に危惧するんですけれども、その点をぜひ大臣、答弁いただきたい。

○平沼国務大臣 そういったインセンティブが働いて、メーカー自体が努力を放てなくなるんじゃないか、そういう御懸念ですけれども、私どもとしては、やはり循環型社会を形成するに当たって、法律の中にも入れさせていただきまして、そういう循環型社会に対応したリサイクルしやす

い設計をすべきである、また、長期使用に耐える
そういう設計思想をちゃんと入れるべきである、
こういうことで、私どもは、法律の中にもその精
神を込めているところがございます、メーカー
が安易に流れる、そういう御懸念でございますけ
れども、私どもとしては、そういうことがないよ
うに指導しなければいかぬと思っておりますし、
その御懸念の必要はないと思っております。

○塩川(鉄)委員 このASRR処理について、安易
にサーマルリサイクルを容認することで、一つ
は、設計段階などでのメーカーの努力をいまい
にし、もう一点、かえってASRRリサイクル事業
者のためにASRR発生量を固定化することにもつ
ながりかねない、そのことの強い危惧があるとい
うことを指摘して、質問を終わります。

○谷畑委員長 大島令子さん。

○大島(令)委員 社会民主党・市民連合の大島令
子でございます。

きょうは、大臣に資金管理法について中心に
質問をいたします。

まず、資金管理法でございすけれども、従
事する役員、従業員などの人件費、事務所の賃料、
運営費などを試算していられしやと思いま
すけれども、どれくらい数字になっているで
しょうか。また、既成の団体、自動車リサイクル
促進センターを指定した場合、その数字はどのく
らい変わってくるのか、まずお聞きしたいと思
います。

○岡本政府参考人 資金管理法あるいは情報管
理センターにつきまして、先生御案内のように、
営利を目的としない法人からの申請に基づいて指
定するというところでございまして、今お話にご
ざいました自動車リサイクル促進センターというの
も有力な候補の一つでございますが、まだ私ども
として、具体的にここが指定法人になるというこ
とを申し上げられる段階にはございせんものと
すから、その前提で、この審議の中で御答弁申し
上げているように、それぞれの業務をやるにつ
いて、私ども、可能な限りアウトソーシングである

とか業務の効率化に御努力いただくということ
機会あるごとに関係の方々には促してまいつて
いるところでございます。

そういうことをにらみながら、最大でも数十人
規模にとどまるということでお答え申し上げて
いる次第でございますが、冒頭申しましたように、
申請を待つて具体的に指定ということなものです
から、それ以上具体的にお答えするのが難しい事
情について御理解を賜りたいと思ひます。

○大島(令)委員 局長に伺ひます。

まず、きょう度のおおよそ数回目の質問になるわ
けでございますけれども、例えば一台一万五千元
から二万円としまして、大体七万台の自動車
リサイクルされる。これの大体何%ぐらいかかる
と予想されておりますか。

○岡本政府参考人 一台当たりのリサイクルの処
理費用というものは各メーカーが決めるというこ
とで、どこもまだ決めていないという今の状況で
ございす。けれども、これまでお答え申し上げてお
りまして、フロントを冷媒とするカーエアコンが
あって、エアバッグが二台ぐらい装着されてい
て、かつシュレッダーダスト処理が行われるとい
う三点フルセットの場合、かなりの額に至るうか
と思ひますが、既成車の場合に、特にエアバッグ
がないというような場合には、言われている二万
円というようなどころからは相当下回ったもの
になっていこうかと思ひます。

そういったリサイクル費用との関係で、この資
金管理法等の業務のランニングコストというの
がどの程度のものになるかという点については、
これまた正確なところは、実際に手を挙げてこ
れる資金管理法がどういう体制で業務をやつて
いくかというところを見届けなければならぬと考
えておりますが、いろいろな要素から考えまし
て、せいぜい、例えば二万円とか一万五千元と
言われているものを前提に考えました場合に、
その数%にとどまるものというふうに私どもは認
識をいたしております。

○大島(令)委員 数%ということ、一%とい

ことはなと思ひますので、仮に二%としたら二
百億円、三%としたら三百億円、これだけかかる
のが予測されますよ、副大臣。(発言する者あ
り)だって、うなずいているから、そういうふう
に申し上げていすけれども、やはりそのくらい
かかるんでしたら、私は、拡大生産者責任とい
うことをいつもいつも答弁されていまして、そ
れであるならば、この三百、四百、五百億円を環
境に優しい車の研究ですとか開発普及の分野に使
うべきだと思ひます。

自動車の購入時負担であるがために、資金管理
法人をつつて預託金を管理しなければならず、
それが適正に行われているかどうかチェックす
るために資金管理業務諮問委員会を設置しなけれ
ばなりません。そして、その果ては、確実にリサイ
クル・処分されたか確認できるようにするために
電子管理票制度、マニフェスト制度を導入しな
ければならないということでありす。

排出者責任のもとでこの制度を進めるならば、
排出するときにリサイクル費用を払うわけですが、
本来なくてもいい仕事をこの法案は事前につ
くるわけなんです。だから私は、このまゝい
たら、本当に政府は自縄自縛に陥るような仕組
みうまうやらないとなつていくのではないかと
いうふうに危惧をしております。

では、次の質問に移ります。

このシステムはマニフェスト制度を採用する
というところでございすけれども、立ち上げると
き、この制度に必要な資金管理法の端末ソフト
など、全体でどの程度を必要と見込んでいるの
か、またそのシステムの維持費、ランニングコス
トをどの程度見ているのか、お答えいただきたい
と思ひます。

○岡本政府参考人 先ほどの先生の御指摘の中
で、いわゆる既成車七万台に例へば一万五千元
なり二万円を掛けて一兆円、その二、三%で三
百億云々というお話がございましたが、この資金
管理法等の運営にそんなに巨額がかかるのは私
ども思っておりませんで、数%と申しましたの

は、これはちょっと説明が不十分だったので
が、毎年六百万台の弱の新車が販売されて、それ
について一定のリサイクル料金をいただきますが、
毎年の額のせいぜい数%ということでございます
ので、けたが違いますので、その点はちょっと訂
正をさせていただきます。

それから、今お尋ねの立ち上げの費用がどう
かという点について、これはシステムをどうい
うふうに進んでいくか、先ほどの田中先生の御質問
の中の大臣の御答弁にありましたように、セキ
ユリティー対策とか利用しやすさとか、そういった
ことを含めながらシステムをどう組んでいくか
によって随分違つてくるのでございす。多
くは百億というぐらいのシステムの構築費用に至
るかもしれません。場合によってはそれが数十億
にとどまるかもしれません。いずれにしても、シ
ステムの構築だけでもかなりのお金がか
かつてまいらうかと思ひます。

そういった立ち上げの費用ということについて
は、これはメーカーを中心に御負担をいただく
ということになつてまいらうかと思ひます。

○大島(令)委員 先ほどのことですけれども、そ
れくらいはつきり答弁できるなら一回目に答弁
してください。

次に、立ち上げのときにはメーカーが汗を出
して立ち上げることとございすけれども、
政府が先行投資という形では考えていないわけ
です。

○岡本政府参考人 これは、私ども考えており
ません。

○大島(令)委員 では、局長に伺ひます。

自動車業界が先行投資した資金は、償還され
べき資金ですか。

○岡本政府参考人 資金管理法は、自動車リサ
イクルにかかわる関係者の共通インフラとして位
置づけられるものであり、そのシステム構築や立
ち上げに向けて必要なコスト等については、この
自動車のリサイクルシステムにおいて中心的な役
割を果たすこととなっている自動車メーカー等に

積極的に対応していただくところでございます。

この立ち上げに向けて自動車メーカー等に対応をいただく額については、本法案が施行前に必要となるものであり、本法案の施行後リサイクル料金として預託いただく金額に含まれることはございませんで、したがって、償還は行われません。

なお、資金管理法における資金の管理に要する費用については、事前に預託していただいたリサイクル料金を安全確実に管理することが自動車ユーザーの利益に資するというのを踏まえながら、その預託者たる自動車ユーザーに費用負担を求めることができるものとされていきますけれども、その内訳の中にメーカー等の負担によって構築されたシステムのメンテナンスの費用というの

が一部入ってくるというようなことはあるのかと思いますが、事前の構築費用というものは、今申しましたように、私ども、償還は行われまいというふうに考えております。

○大島(令)委員 自動車の使用年数をほぼ十年と見ていますが、この法律が施行されますと、プール金は初年度から順次どのようなふうになっていくのか、お答えください。

○岡本政府参考人 お答え申し上げます。

リサイクル料金については、各メーカーや輸入業者が設定することとなっておりますが、先生御案内のように、今はまだどうも決まっていなくて、車体の大きさ、重量によるシュレックダグダグの発生量の違いとかエアバッグの個数等によって車種ごとに料金は異なってくるかと思えます。それから、シュレックダグダグのリサイクルに関するメーカー各社の取り組みの違いによって料金に差が出てくるということも当然あるかと思えます。

産構審等でのこれまでの議論においては、二万円前後ということを一応の目安として議論が行われましたが、現在、リサイクル料金がどの程度か金額になるかについて具体的な数字を出せる段階にはございません。

したがって、リサイクル料金の総額について現時点で確たることを申し上げる状況にはござい

ませんが、あえて申し上げれば、エアバッグが搭載されていないものが多い既販車のリサイクル料金は、新車のリサイクル料金よりは相当低いものと考えられますこと、それから既販車の台数が七千万台強でありますので、そういったことを踏まえますと、法律施行後三年間を経過して既販車のすべてについて預託が完了した時点で一兆円前後となるものと推測いたしております。

なお、施行後の預託金総額の推移の大まかなイメージを申し上げますれば、毎年新車約六百万台については、施行一年目並びに二年目にそれぞれ三千万台強、施行三年目に約六百万台分の預託がなされるものと見込んでおります。

○大島(令)委員 施行後三年をめどに、新車が年間六百万台、既販車は登録してあるわけですから、いつ車検かということですので、おおよその数字を示していただきました。結局は、それだけの資金を、この資金管理法が預託金として預かって運営していくわけですね。

そこで、お伺いしますけれども、大臣、この資金管理法が赤字になった場合、あるいは損失が出た場合、だれが責任をとる体制になっていきますでしょうか。

○古屋副大臣 今のお尋ねは、資金管理法が赤字になったときどうするのかといった趣旨の御質問だと思えます。

まず、資金管理法の資金運用につきまして、必要最低限の額の銀行預金、これはリサイクルに実際にかかる費用ですね、これ以外は、ほとんど国債とか地方債といったような安全な債権の保有が中心になるものだろうというふうに我々は予測をいたしております。

また、資金管理法というものは、自動車ユーザーから預託金としていただいております、大変重い責任を持っておりますので、専門知識を有する職員配置体制であるとか、あるいは保有債権の運用状況や預金先の金融機関の経営状況を平時から

常にチェックするというところでございまして、そのために資金管理業務諮問委員会というものを組織いたしました。ここから常時意見聴取を行う等専門家の意見を伺って、適切に対応、運営していくということが求められております。

こういった背景を考えますと、資金運用で実際に損失が生じるというリスクは事実上ほとんどないものというふうに考えております。

ただ、万が一、それでもそういった損失が生じるような事態については、まず、その損失がどういった理由によって生じたのかということを確認する必要があると思います。例えば、いずれかの者の責任に帰するような場合、すなわち運用方針を逸脱して運用したとか、こういった場合には、その責任関係をまず明確にした上で、私法的な求償措置というのを講じるということになるかと思えます。

また、例えばベイオフに至ったというような、これはいずれの者の責任にも帰さないような、こういったケースでございすけれども、これは、こういうことになるといって自体が日本経済全体にとって極めてゆゆしき問題でございすけれども、また実際、運用に当たっては、預託をする銀行につきましてもしっかりとランクを見ながら選択をしていくということになると思えます。

ただ、もしそういった状況になった場合には、類似の公共的団体における対応というものも参考にしながら、関係者の間で十分に検討いただいて、そして主務大臣としても相談に応じていきたい、こんなふうに考えております。

○大島(令)委員 私がこの質問をしましたのは、先般も、国債ですとか地方債という回答をいただきました。しかし、本当に国債は安全なのか。先ほど副大臣がおっしゃった、日本経済のゆゆしき状態というものの、民間の機関ですけれども日本の格付が下がっていますよね。来年度末には国と地方を入れて六百九十兆の負債が予測されている。そういうことになったときに、生産者がこのリサイクル料を出さない、今回の法案はユーザーが出

すわけです。だから、ユーザーにとっては、失敗したときに、自分のお金ですから、やはり心配するわけなんですよ。そういうことで、私はこのことを聞きたかったわけなんです。

では、逆に、ゆゆしき問題になったときの担保として、国債を買わないという方法もあるわけなんです。必ず買うということなんですか。

○古屋副大臣 国債というのは、基本的にリスクというのは極めて少ないわけでございますので、今、一つの例示として国債、地方債ということ想定いたしております。実際に、こういう公的な団体が資金運用する場合には、国債あるいは地方債を活用しているというケースがほとんどでございすので、そういったことを想定してお答えをさせていただきます。

必ずしもすべて国債を買わなくてはいけないというところではございませんが、実態としてそういうふうになっているということをお答えさせていただきます。

○大島(令)委員 重ねて申し上げますけれども、ユーザーの預託金、預り金だからこそ私は心配しているわけです。

最後の質問に移ります。

資金管理法、そしてそこに設置を義務づけられております資金管理業務諮問委員会については、官僚の新たな天下り先になるのではないかと、役員の報酬は国民の理解を得られる水準のものだろうかとか、いろいろな心配が先般から出ております。そういう運営の透明性を確保するものがあるのか。それには、先ほど田中筆頭も情報公開が大事だということをおっしゃっていました。では、ユーザーの相談、苦情などの窓口はどこが担うようになっていらっしゃるのでしょうか。

○岡本政府参考人 ユーザーの方々の御相談なりあるいは苦情ということ、一義的には、お金をお預かりしている資金管理法ということで対応させていただきますのが筋かと思いますが、私ども、資金管理法を監督する立場で、私どももユーザーの方々のいろいろな御意見に対しては率直にお話

を伺いながら真摯に対応をしてまいりたいと考えております。

○大島(全)委員 時間が参りましたので、私が最後に申し上げたいことは、資金管理法人、短い時間で答弁いただきましたけれども、私自身は不透明である。そして国債を買うということは財務省が喜ぶ。そして……(発言する者あり)だつて一兆何千億円も三年後にはたまるわけでしょう、喜びますよ。

そして、平成十一年七月にできた循環型経済システムの構築というところに取りまとめられております三つのRの順番は、リデュース、廃棄物発生抑制、リユース、部品の再使用、そしてリサイクルには、先にマテリアルリサイクル、次にサマルリサイクル、そういう方向づけでこの三Rを進めていくべきだという提言がなされている。どう見ても、私はこの法案がこの三Rに配慮された法案だとは理解できないわけです。上流対応の実効性、メーカーの実効性も、ユーザーが最初から払うということは、どう見ても、メーカーに対するインセンティブが、この三Rに対するインセンティブが働かないと思うことを申し上げて、質問を終わりにいたします。ありがとうございます。

○谷畑委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○谷畑委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。大森猛君。

○大森委員 私は、日本共産党を代表して、使用済自動車再資源化等に関する法律案に対し、反対の討論を行います。

使用済自動車の再資源化問題は、いわゆる廃車の処理をいかに効率的に進めるかという課題だけではなく、我が国の経済活動の中に循環型社会の実現に向けた企業行動のあり方を正しく位置づけることであり、その課題の実現のために、自動車などの製造業の果たす責任と役割、影響は大変大

きいものがあることを指摘したいと思ひます。

この立場から、今や国際的な合意になっているEPR、拡大生産者責任を具体化していないために、先行して制定された容器包装リサイクル法や家電リサイクル法が、十分な効果が上がらないばかりか、悪化していることも質問の中で明らかにしました。本法案は、これらの法律の経験と教訓を踏まえて制定されなければなりません。

本法案に反対する理由の第一は、本法案について、政府は、拡大生産者責任を具体化したものと説明しておりますが、製品に対する製造業者の物理的及び、もしくは財政的責任が、製品ライフサイクルの使用後の段階まで拡大される環境政策アプローチという、本来のEPRとは全く異なるものであるからであります。

自動車製造業者等は、使用済自動車の再資源化過程で取り出されるフロン類、エアバッグ、ASRの三品を、あらかじめ指定した場所に解体業者が持ち込めば引き取るというだけのものであり、生産から廃棄物になった後まで責任を持つ立場には立っておりません。

反対理由の第二は、使用済自動車の再資源化に要する費用のすべてを別枠でユーザーに負担させ、自動車製造業者等は一切負担しないからであります。このような仕組みでは、自動車製造業者等が、廃車処理における廃棄物の減量化、再資源化しやすい設計などを積極的に考慮するインセンティブは働きません。

反対理由の第三は、熱回収を再生利用と同列に置き、循環型社会形成推進基本法に定められたマテリアルリサイクルを優先する原則をゆがめるものであるからであります。

反対理由の第四は、鉛、水銀、カドミウム、六価クロムなどの使用について、業界の自主規制に任せ、規制措置をとっていないからであります。

最後に、自動車産業が二十一世紀もお発展し続けることを展望するのであれば、当面の利益に目を奪われるのではなく、本来の意味での拡大生

産者責任の具体化が不可欠の課題であることを指摘して、反対討論を終わります。(拍手)

○谷畑委員長 大島令子さん。

○大島(全)委員 私は、社会民主党・市民連合を代表し、使用済自動車の再資源化等に関する法律案に反対する討論を行います。

反対する第一の理由は、この法案が拡大生産者責任制とは全く異なり、自分の廃車のリサイクル費用は自分が負担するというユーザー責任に基づいているからです。この方式では、企業に対して、あらゆる過程で環境に負荷をかけない自動車を生産させるインセンティブは働きません。

法案の最大の欠陥は、拡大生産者責任制ではないにもかかわらず、リサイクル・処理費用の徴収を購入時としているため、極めて複雑なシステムをつくらざるを得なくなっているということです。

購入時や車検時に徴収された費用は、ユーザーが廃車するまで資金管理法人で管理しなければならず、しかも資金管理法人の資金運用をチェックするために資金管理業務諮問委員会を設置したり、徴収されたリサイクル費用の流れを確認する電子管理票制度を導入したりと、まさに自縄自縛に陥っています。こうした仕組みは、本来、ユーザーにとっては何の必要もないことです。しかも、資金管理法人は、一兆円から一兆四千億円もの預かり金の資金運用も行っていることになっていますが、この運用によって損失が出たような場合、それが責任をとるのか明らかにされていません。

そもそも、ユーザー負担、自車充当方式では廃車時負担とするのが適当であり、政府案には無理があると言わざるを得ません。廃車時負担では不法投棄がふえるという反論が聞こえてきそうですが、ここでは不法投棄を防止する措置として自動車重量税還付制度が導入されることになっており、不法投棄が増大するとは考えられません。

第二の理由は、リサイクル・処理をするのがシユレッターダスト、エアバッグ、フロンの三品目に限定されているということです。

自動車には鉛、水銀、カドミウム、六価クロムなどの有害物質が含まれており、環境汚染を予防する観点から、これらの有害物質も当然適正処理の対象とすべきです。政府は、業界の自主努力が進んでいるから問題ないのだという認識のようですが、業界の自主努力をそれほど高く評価されているのであれば、自動車のリサイクルそのものも業界の自主努力にゆだねたらどうでしょうか。

第三の理由は、この法案では焼却がリサイクルとして位置づけられているということです。

普通、リサイクルと言われて、それを焼却のことだと考える人はまずいないはずですが、その焼却を再資源化だ、リサイクルということにしようにとする政府の姿勢は容認できません。しかも、ここで言う焼却がごみ発電の推進を念頭に置いたものだとしたら言語道断です。ごみ発電は大量のごみがなければ維持できず、廃棄物の発生抑制につながらないどころか、環境そのものにも大きな影響を及ぼします。

以上、反対の理由を申し述べ、私の反対討論を終わります。(拍手)

○谷畑委員長 これにて討論は終局いたしました。

○谷畑委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、使用済自動車の再資源化等に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○谷畑委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○谷畑委員長 この際、本案に対し、竹本直一君外五名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、保守党及び宇田川芳雄君共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。鈴木康友君。

○鈴木(康)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

使用済自動車のリサイクル等に関する法律
案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 近年における廃棄物の発生量の増大、不法投棄が国民経済及び生活環境等に与える影響の重大性等にかんがみ、廃棄物及びリサイクル行政を一体的に進める見地から関係省庁間の緊密な連携を図り、不法投棄の防止等に資する十分な措置を講ずること。

二 使用済自動車の再資源化等に要する費用に關し、自動車の所有者に新たに再資源化等預託金の負担を求めることとなることにかんがみ、複雑かつ国際的にも高い負担水準となっている自動車関係諸税については、その簡素化、軽減に向けて早急に取り組むこと。

三 中古車輸出の際の再資源化預託金等の取戻し制度については、不適切な返還がなされないよう運用に努めるとともに、その施行状況を注視しつつ、将来的には必要に応じて当該費用を自動車の所有者に返還しない制度とすることも含め、そのあり方について適宜検討を行うこと。

四 指定回収物品の指定に当たっては、自動車の所有者の負担増加や事業者間の競争促進に十分に配慮しつつ、使用済自動車がリサイクルシステムにおいて概ね有価で流通する状況の創出、環境負荷の発生防止等の観点から実態の把握に努め、指定の追加及び削除について機動的な対応を行うこと。

また、タイヤ、バッテリー等の個別部品のリサイクル対策についても適切に取り組むとともに、必要が生じた場合には法律上の対応を含め、速やかに対応すること。

五 使用済自動車のリサイクル率向上に向けて

自動車破砕残さの減量化が喫緊の課題となっていることにかんがみ、自動車製造業者等において自動車の設計、原材料等についての最大限の工夫がなされることを促すとともに、解体業・破砕業における再資源化基準の設定に当たっては、経済性、効率性の観点から処理の実態を踏まえ、柔軟な対応を図ること。

六 資金管理法人、情報管理センター及び指定再資源化機関の指定に当たっては、法人運営の透明性・公開性の確保に努めるとともに、いやすくも天下り機関等との指摘を受けることがないよう、民間事業者の自主性の尊重及び組織の肥大化の防止に十分に配慮すること。

七 自動車国際的に流通する製品であることにかんがみ、今後とも諸外国の動向も踏まえつつ、望ましい法制度のあり方につき検討すること。

また、技術開発の進展等により実際に要する使用済自動車の処理費用が再資源化等預託金を下回った場合の差額の扱いについては、全体として自動車の所有者の負担の軽減に資するよう、リサイクルに要した資金の状況が自動車の所有者に開示されるべく本法に基づき措置すること。

以上であります。

附帯決議の内容につきましては、審査の経過及び案文によって御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○谷畑委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○谷畑委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、平沼経済産業大臣から発言を求められ

ておりますので、これを許します。平沼経済産業大臣。

○平沼国務大臣 ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法の実施に努めてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○谷畑委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○谷畑委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○谷畑委員長 次に、内閣提出、石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案並びに独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の両案を一括して議題といたします。

これより両案について順次趣旨の説明を聴取いたします。平沼経済産業大臣。

石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案

〔本号末尾に掲載〕

○平沼国務大臣 石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国のエネルギー供給の大宗を占める石油天然ガスは、国内供給のほぼ全量を輸入に依存しており、その安定的な供給を確保するため、自主開発油田・ガス田の確保と石油備蓄の増強が引き続き

き重要であります。

しかしながら、石油公団が、これらを実施してきたこれまでの手法において、効率的な事業運営への要請に対する対応に迅速さ、的確さが欠けていた面があることは否定できません。そのため、今般の特殊法人等改革において、事業及び組織形態について抜本的な見直しを行うことが求められてきたところであります。

こうした状況を踏まえ、昨年十二月に特殊法人等改革基本法に基づいて決定された特殊法人等整理合理化計画の着実な実施を図るため、今般、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

本法律案は、石油公団及び金属鉱業事業団の廃止等を円滑に実施するため、以下のような措置を講ずるものであります。

第一に、この法律の公布の日において、石油公団の探鉱融資業務等を廃止するとともに、開発事業資産の管理・処分業務を新たに加えることといたします。同公団の事業計画を経済産業大臣が認可する際には、当該業務に関する部分について、あらかじめ、内閣総理大臣に協議するとともに、総合資源エネルギー調査会の意見を聞くことといたします。

第二に、この法律の公布の日から一年八月以内、現在石油公団が行っている国家備蓄を国の直轄事業として行うことといたします。

第三に、この法律の公布の日から一年九月以内、金属鉱業事業団を廃止することとし、同事業団の権利及び義務は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に承継することといたします。また、石油公団の業務のうち、石油開発技術指導、国家備蓄管理等の業務を同機構に移管し、これらに関する権利及び義務を同機構に承継することといたします。その際、石油公団の業務を資産の管理・処分業務に縮小し、臨時の業務として、既に同公団が締結している契約に係る出資及び債務保証を行うことといたします。

第四に、この法律の公布の日から三年以内に石

油公団を廃止し、その権利及び義務を国及び別に法律で定める株式会社を承継することとした。また、当該株式会社をできるだけ早期に民営化するため、必要な措置を講ずることとした。

引き続きまして、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

今般の特殊法人等改革において、石油公団及び金属鉱業事業団の事業及び組織形態については抜本的な見直しを行うことが求められてきたところであり、石油天然ガス及び金属鉱産物の安定的な供給を確保するための必要な事業等は引き続き実施していくことが重要であります。

本法律案は、石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案に基づき金属鉱業事業団が解散し、石油公団がその業務の一部を廃止することに伴い、それらの業務並びに権利及び義務を承継する独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構を設立するため、必要な規定を整備するものであります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構は、石油天然ガスの探鉱等及び金属鉱物の探鉱に必要な資金の出資と債務の保証、それらの鉱物資源に係る技術の実証及び指導、国が備蓄を行っている石油及びその備蓄施設の管理の受託、金属鉱産物の備蓄、金属鉱業の鉱害の防止等の業務を行うことといたします。なお、石油等の開発に係る債務保証については、債務保証のための信用基金を設け、これに基づき一定の限度を設けることといたします。

第二に、本機構はこの法律の公布の日から一年九カ月以内に設立することといたします。

第三に、本機構設立後、石油公団が廃止されるまでの間は、同公団の既存契約に係る出資・債務保証については、同公団の臨時の業務として行われるため、本機構の出資・債務保証業務の対象としないことといたします。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、これら二つの法律案について、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○谷畑委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十二日水曜日午前十時五十分理事會、午前十一時委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十五分散会

石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案

石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律

(石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止)

第一条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)

二 金属鉱業事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)

(石油公団法の一部改正)

第二条 石油公団法の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第二号を削り、同項第三号中「採取の下に(これに附属する精製を含む。次号において同じ。)」を加え、同号を同項第二号とし、同項第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第十一号までを二号ずつ繰り上げ、同項第十二号中「附帯する業務」の下に「(次項に規定する資産処分等業務に係るものを除く。次号において同じ。)」を加え、同号を同項第十号とし、同項第十三号を同項第十一号とし、同条第二項中「前項第十三号」を「第一項第十一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公団は、特殊法人等改革基本法(平成十三年法律第五十八号)第五条第一項に規定する年法律第五十八号)第五条第一項に規定する

特殊法人等整理合理化計画(公団に係る部分に限る。)に基づいて講ずべき措置の円滑な実施に資するため、資産処分等業務(次に掲げる業務であつて、公団の所有する株式又は保有する貸付債権の管理及び処分に係るものをいう。以下同じ。)を行う。

一 前項第一号に掲げる業務の遂行に伴いこれに附帯する業務

二 附則第九條第一項に規定する業務

三 石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第

号。次号において「廃止法」という。)第二条の規定による改正前の石油公団法(次号において「改正前公団法」という。)第十九条第一項第二号に掲げる業務の遂行に伴いこれに附帯する業務

四 廃止法附則第八條の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前公団法第十九条第一項第二号に掲げる業務の遂行に伴いこれに附帯する業務

第十九条の三第一項中「第十九条第一項第十号」を「前条第一項第八号」に改め、同条を第十九条の二とする。

第二十二條に次の一項を加える。

2 経済産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、同項の事業計画のうち資産処分等業務に係る部分については、あらかじめ、内閣総理大臣に協議するとともに、総合資源エネルギー調査会の意見を聴かなければならぬ。

第三十五條第一号中「第十九条第二項、第十九条の二、第十九条の三第一項」を「第十九条第三項、第十九条の二第一項」に、「第二十二條」を「第二十二條第一項」に改め、同条第二号中「第十九条第一項第七号若しくは第十一号」を「第十九条第一項第五号若しくは第九号」に改める。

同条第三号中「附則第九條の二第一項」を「第二項」に改める。

附則第九條の二を削る。

(石油公団法の一部改正)

第三条 石油公団法の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(目的等)」に改め、同条中「石油の備蓄及びこれ」を「国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理を行い、及び石油の備蓄に改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律において、「国家備蓄石油」とは、石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号)第二条第十項に規定する国家備蓄石油をいい、「国家備蓄施設」とは、同法第三十一條に規定する国家備蓄施設をいう。

第十九条第一項中「公団は、第一条」を「公団は、第一条第一項」に改め、同項第六号中「石油の備蓄」を「国の委託を受けて、国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 前号に掲げる業務に関連して、石油の取得、保有及び譲渡を行うこと。

第十九条第一項第九号中「限り」を「限り、国家備蓄石油の貯蔵を主たる目的として行うものを除く」に改め、同項第十一号中「第一条」を「第一条第一項」に改める。

第三十八條第三号中「第二項」の下に「並びに附則第九條の二」を加える。

附則第九條の次に次の一項を加える。

第九條の二 公団は、当分の間、第十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 国の委託を受けて、国家備蓄施設(石油ガスの備蓄に必要なものに限る。)の設置を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(石油の備蓄の確保等に関する法律の一部改正)

第四号 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

10 この法律において「国家備蓄石油」とは、国が所有する石油(経済産業大臣の所管に属するものに限り)であつて、我が国への石油の供給が不足する事態に備えて備蓄を行うものをいう。

第三十一条の見出しを「(国家備蓄石油の譲渡)」に改め、同条中「経済産業大臣」を「前条に規定するもののほか、経済産業大臣」に改め、「石油公団に対し」を削り、「その備蓄に係る石油を譲り渡すべきことを命ずる」を「国家備蓄石油を譲り渡す」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、国家備蓄石油を交換するために譲り渡すときは、前条第二項の規定を準用する。

第三十一条を第三十一条の三とする。

第三十条の次に次の二条を加える。

(国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理の委託)

第三十一条 経済産業大臣は、国家備蓄石油及び国家備蓄施設(国家備蓄石油の備蓄に必要な石油の貯蔵施設その他の施設)これらの用に供する土地を含む)であつて国が所有するものをいう。)の管理を石油公団に委託することができる。

(国家備蓄石油の交換)

第三十一条の二 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、国家備蓄石油を、国以外の者が所有する石油と交換することができる。

2 前項の規定により交換する場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足し、又は補足させなければならない。

第三十二条第一項中「石油公団に対し」を「国家備蓄石油を譲り渡す」に、「命令しよう」を「命令し」に改める。

第三十四条の次に次の一条を加える。
(適用除外)

第三十四条の二 第三章及び第二十六条の規定は、経済産業大臣が行う国家備蓄石油に係る事務及び事業については、適用しない。

(石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正)

第五条 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「石油及び可燃性天然ガス資源の開発の促進並びに石油の備蓄の増強のためにとられる施策並びに石油の生産及び流通の合理化、エネルギーで石油に代替するものとして政令で定めるもの(以下「石油代替エネルギー」という。)の開発及び利用の促進、発電のための開発及び利用の促進を除く。並びにエネルギーの使用の合理化の促進のためにとられる施策であつて経済産業大臣が行うものに関する財政上の措置」を「講じられる措置」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 石油の備蓄の増強のために経済産業大臣が行う措置であつて、次に掲げるもの
イ 国家備蓄石油(石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号)以下「備蓄法」という。)第二十条第十項に規定する国家備蓄石油をいう。以下同じ。の取得、管理及び譲渡

ロ 国家備蓄施設(備蓄法第三十一条に規定する国家備蓄施設をいう。以下同じ。)の設置及び管理
二 石油及び可燃性天然ガス資源の開発の促進並びに石油の備蓄の増強のためにとられる施策並びに石油の生産及び流通の合理化、エネルギーで石油に代替するものとして政令で定めるもの(以下「石油代替エネルギー」という。)の開発及び利用の促進(発電のための開発及び利用の促進を除く。並びに

にエネルギーの使用の合理化の促進のためにとられる施策であつて経済産業大臣が行うものに関する財政上の措置であつて、次に掲げるもの
イ 石油公団に対する出資
ロ 石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭和二十七年法律第六十二号)に基づき、又は予算の範囲内において行う補助(交付金、補給金、補償金その他の給付金の交付を含む。以下この号において同じ。)で次の事業に係るもの

(1) 石油及び可燃性天然ガスの探鉱及びこれに必要な地質構造の調査
(2) 石油及び可燃性天然ガス資源の開発に係る技術の振興を図るために行う事業
ハ 石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)第十九条第一項第七号及び第八号の規定に基づき行う事業に係る補助
ニ 備蓄法第三十四条第一項の規定に基づき日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫又は石油公団に対する補助
ホ 石油貯蔵施設の設置の円滑化に資するため予算の範囲内において行う石油貯蔵施設の周辺の地域における公共用の施設の整備に係る経費に充てるための地方公共団体に対する補助で政令で定めるもの
ヘ 石油の生産及び流通の合理化を図るために行う事業に係る予算の範囲内において行う補助

ト 新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する出資(海外における石炭の探鉱に必要な資金の貸付けその他の石油代替エネルギーの開発及び利用の促進に関する業務で政令で定めるものに係る出資に限る。)
チ 産業基盤整備基金に対する出資(エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)第十三条第一項のエネルギー使用合理化信用資金に充てるものに限り。)
リ 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)第三十九条第一項第一号ロ、第六号から第九号まで並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第二十一条の第二号及び第二号の規定に基づき行う事業に係る補助
ヌ 石油代替エネルギーを利用する設備の設置又はエネルギーの使用の合理化に資する設備の設置若しくは建築材料の使用を促進するための事業及び石油代替エネルギーの流通の合理化を図るための調査に係る予算の範囲内において行う補助で政令で定めるもの
ル 石油代替エネルギーを製造し、若しくは発生させ、若しくは利用するための技術又はエネルギーの使用の合理化のための技術の開発でその円滑な実施が困難なもののために行う事業に係る予算の範囲内において行う補助で政令で定めるもの
ヲ 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律附則第二条の規定に基づく日本政策投資銀行に対する貸付け
第一号第二項第三号から第十号までを削り、同項第十一号中「前各号」を「前二号」に改め、「財政上の」を削り、同条を同項第三号とする。
第三号第一項第一号中「第四条」を「次条」に改め、同項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、同項第二号中「第一条第二項第十号」を「第一条第二項第二十号」に改め、同条を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。
二 第十二条第一項の規定による借入金及び同条第二項の規定による証券の発行収入金
三 国家備蓄石油の譲渡代金

第三條第二項第六号を同項第九号とし、同項第五号中「規定による」の下に「借入金、同条第二項及び第十三條第一項の規定による証券並びに同項の規定による」を加え、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 第十二條第二項及び第十三條第一項の規定による証券の発行及び償還に関する経費
第三條第二項第四号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 第十二條第一項の規定による借入金及び同条第二項の規定による証券の償還金

第三條第二項第三号中「第一條第二項第十号」を「第一條第二項第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第一條第二項第二号から第五号まで及び第七号から第九号まで」を「第一條第二項第二号から第八号まで及び第九号まで」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第一條第二項第一号、第六号及び第六号の二」を「第一條第二項第一号、ト及びチ」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 国家備蓄石油の取得、管理及び譲渡し並びに国家備蓄施設の設置及び管理に要する費用

第十六條を第十七條とし、第十五條を第十六條とする。

第十四條中「第十二條第一項の規定による一時借入金の利子」を「この会計の負担に属する借入金及び証券の償還金（第十三條第一項の規定による証券に係るものを除く。）及び利子、一時借入金の利子並びに証券の発行及び償還に関する諸費」に改め、同条を第十五條とする。

第十三條の見出しを「（借入金等の借入れ、償還等の事務）」に改め、同条中「前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還」を「この会計の負担に属する借入金、証券及び一時借入金の借入れ、起債、償還等」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第十四條とする。

第十二條第一項中「又は」を「若しくは」に、

「使用する」を「使用し、又は当該年度内に償還すべき証券を発行する」に改め、同条第二項中「繰替金」の下に「並びに証券」を加え、同条を第十三條とする。

第十一條の次に次の一條を加える。

（借入金等）
第十二條 この会計において、国家備蓄石油の購入及び国家備蓄施設の設置に要する費用の財源に充てるため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができ

2 この会計において、国家備蓄石油の購入に要する費用の財源に充てるため必要があるときは、この会計の負担において、一年以内に償還すべき証券を発行することができる。

3 前二項の規定による借入金及び証券の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

附則第十三項中「第十二條第三項」を「第十三條第三項」に、「第十二條第一項」を「第十三條第一項」に改める。

附則第十四項中「第十二條第一項」を「第十三條第一項」に、「第十四條」を「第十五條」に、「第十五條第一項」を「第十六條第一項」に改める。

附則第十五項中「第十二條第三項」を「第十三條第三項」に改める。

附則第二十二項中「第十五條第一項」を「第十六條第一項」に改める。

附則第二十三項中「この項において」を削り、附則に次の一項を加える。

24 廃止法附則第十條第二項（廃止法附則第十條第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により承継する債務の償還に関する政府の経理をこの会計で行う場合においては、第三條第二項第六号中「証券」とあるのは「証券並びに石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第 号）附則第十條第二項（同法附則第十二條第二項において読み替えて準用する場

合を含む。）の規定によりこの会計において承継する債務（以下「承継債務」という。）と、同項第七号中「一時借入金」とあるのは「一時借入金並びに承継債務」と、同項第八号中「償還」とあるのは「償還並びに承継債務の償還等」と、第十四條中「一時借入金」とあるのは「一時借入金並びに承継債務」と、第十五條中「及び証券」とあるのは「及び証券並びに承継債務」と、「及び償還」とあるのは「及び償還並びに承継債務の償還等」と読み替えて適用するものとする。

（石油公団法の一部改正）
第六條 石油公団法の一部を次のように改正する。

第一條を次のように改める。

（目的）
第一條 石油公団（以下「公団」という。）は、特殊法人等改革基本法（平成十三年法律第五十八号）第五條第一項に規定する特殊法人等整理合理化計画（公団に係る部分に限る。）に基づいて講ずべき措置の円滑な実施に資するため、公団の所有する株式又は保有する貸付債権（以下「公団所有資産」という。）の管理及び処分を行うこと等を目的とする。

第二條中「石油公団（以下「公団」という。）を「公団」に改める。

第八條中「総裁」を「理事長」に改め、「副総裁一人」を削り、「八人」を「二人」に改める。

第九條第一項中「総裁」を「理事長」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「総裁が」を「理事長が」に、「総裁及び副総裁」を「理事長に、」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「総裁を」理事長」に改め、同項を同条第四項とする。

第十條第一項中「総裁」を「理事長」に改め、同条第二項中「副総裁及び」を削り、「総裁が」を「理事長が」に改める。

第十一條第一項中「総裁及び副総裁」を「理事長

長」に改める。

第十三條第一項中「総裁」を「理事長」に改め、同条第二項中「総裁」を「理事長」に、「一」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「総裁」を「理事長」に改める。

第十五條中「総裁又は副総裁」及び「総裁及び副総裁」を「理事長」に改める。

第十六條及び第十七條中「総裁」を「理事長」に改める。

第十九條を次のように改める。

（業務の範囲）
第十九條 公団は、第一條の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 公団所有資産の管理及び処分を行うこと。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。
第十九條の二を削る。

第二十二條第二項中「資産処分等業務」を「第十九條に規定する業務」に改める。

第二十五條から第二十七條までを次のように改める。
第二十五條から第二十七條まで 削除

第三十三條第一項中「若しくは受託金融機関」を削り、ただし書を削る。

第三十五條第一号中「第十九條第三項、第十九條の二第一項、及び」第二十五條第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第二十七條を削り、同条第二号中「第十九條第一項第五号若しくは第九号」を削る。

第三十七條中「又は受託金融機関」を削る。

第三十八條第三号中「第十九條第一項及び第二項並びに」を「第十九條及び」に改める。

附則第九條の二を次のように改める。

第九條の二 公団は、第十九條に規定する業務のほか、当分の間、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。

一 海外及び本邦周辺の海域における石油等（石油及び可燃性天然ガスをいい、オイル

- 2 事業団の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。
- 3 事業団の解散の日の前日を含む事業年度に係る

る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに利益及び損失の処理並びに国庫納付金については、なお従前の例による。

4 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、現に事業団に属する資産の価額(金属鉱業等鉱害対策特別措置法昭和四十八年法律第二十六号。以下「特別措置法」という。)第十二条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。第七項において同じ。)の規定により第一項の規定による廃止前の金属鉱業事業団法(以下「旧事業団法」という。)第二十六条の二第一項の鉱害防止事業基金に拠出された金額及び旧事業団法第二十四条第六項の規定により当該鉱害防止事業基金に組み入れられた金額の合計額(第十四号特別勘定(旧事業団法第十八条第一項第十四号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。))に係る特別勘定(旧事業団法第二十三条の二に規定する特別勘定をいう。以下この項において同じ。))をいう。第六項第一号において同じ。))及び第十五号特別勘定(旧事業団法第十八条第一項第十五号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。))に係る特別勘定をいう。第六項第二号において同じ。))において、旧事業団法第二十四条第五項において読み替えて準用する同条第一項の規定により積立金として積み立てられている金額があるときは当該金額を加算した金額とし、同条第五項において読み替えて準用する同条第二項の規定により繰越欠損金として整理されている金額があるときは当該金額を控除した金額とする。に相当する金額を除く。))から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

5 前条第四項及び第五項の規定は、前項の資産の価額について準用する。

6 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、次の各号に掲げる積立金として積み立てられ、又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは

は、当該金額に相当する金額を、それぞれ、当該各号に定める勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

一 第十四号特別勘定において積立金として積み立てられ、又は繰越欠損金として整理されている金額 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法平成十四年法律第号。以下「機構法」という。)第十二条第四号に掲げる業務に係る勘定

二 第十五号特別勘定において積立金として積み立てられ、又は繰越欠損金として整理されている金額 機構法第十二条第五号に掲げる業務に係る勘定

7 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、特別措置法第十二条第一項の規定により採掘権者若しくは租鉱権者から旧事業団法第二十六条の二第一項の鉱害防止事業基金に拠出された金額又は旧事業団法第二十四条第六項の規定により事業団から旧事業団法第二十六条の二第一項の鉱害防止事業基金に組み入れられた金額に相当する金額は、それぞれ、機構の設立に際し、特別措置法第十二条第一項の規定により採掘権者若しくは租鉱権者から機構法第十九条第一項の鉱害防止事業基金に拠出され、又は機構法第十三条第六項の規定により機構から機構法第十九条第一項の鉱害防止事業基金に組み入れられたものとする。

8 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第六条 附則第四条第一項又は前条第一項の規定により機構が承継する次の各号に掲げる長期借入金又は債券に係る債務について政府がした当該各号に掲げる保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

一 改正前公団法第二十五条第一項の長期借入金及び石油債券 改正前公団法第二十六条の規定による保証契約

二 旧事業団法第二十五条第一項の長期借入金及び金属鉱業債券 旧事業団法第二十五条の二の規定による保証契約

2 前項の石油債券及び金属鉱業債券は、機構法第十四条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項の規定による石油天然ガス・金属鉱物資源債券とみなす。

(石油公団法の一部改正等に伴う経過措置)

第七條 改正前公団法又は旧事業団法(第十条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)又は機構法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(石油公団法の業務に関する経過措置)

第八條 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の石油公団法第十九条第一項第二号の規定により公団が締結している貸付契約に係る公団の業務については、同項の規定は、附則第二条第一項の規定により公団が解散するまでの間は、なおその効力を有する。

(石油公団の納付金等)

第九條 公団は、附則第二条第一項の規定による解散の日の前日までの間において、経済産業大臣が、政府から公団に対し出資されている金額のうち、第二条の規定による改正後の石油公団法第十九条第二項に規定する資産処分等業務(公団の所有する株式又は保有する貸付債権の処分に係るものに限り。))及び第六条の規定による改正後の石油公団法第十九条第一号に掲げる公団所有資産の処分の業務の遂行により生じる収入の総額等を勘案して公団が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならぬ。

2 経済産業大臣は、前項の規定により金額を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 公団は、第一項の規定により国庫納付金を納付したときは、その納付額により資本金を減少するものとする。

(公団備蓄石油の承継等)

第十條 国は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の時にあって、公団が所有する石油であつて備蓄に係るもの(以下この条において「公団備蓄石油」という。)を、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計において承継する。

2 国は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の時にあって、その時における公団の長期借入金及び石油債券に係る債務のうち、公団備蓄石油に係る部分として経済産業大臣が財務大臣と協議して定めるものを、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計において承継する。

3 国は、第一項の規定による公団備蓄石油の承継の時にあって、公団備蓄石油に係る公団のその他の権利及び義務を、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計において承継する。

4 公団は、第一項の規定により公団備蓄石油を国が承継した時にあって、公団の資本金のうち公団備蓄石油に係る部分として経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額により資本金を減少するものとする。

(国債に関する法律の適用等)

第十一條 前条第二項の規定により国が承継する債務に係る石油債券については、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号。第二条第二項を除く。)、国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号。第六条及び第八条を除く。))その他の法令中国債に関する規定を適用する。

2 前項に規定する石油債券であつて前条第二項の規定による承継の際現に社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)の規定による登録を受けているものについては、当該承継の時に、当該登録に係る登録機関は、当該登録の抹消を行うとともに、当該登録を受けている事項を日本銀行に通知するものとする。

3 日本銀行は、前項の通知を受けたときは、当

該通知を受けた事項の登録を行うものとする。
4 前項の規定による登録は、国債に関する法律の規定による登録とみなす。

5 第一項に規定する石油債券については、前条第二項の規定による承継の日以後二週間、国債の登録(相続、遺贈、合併、強制執行その他これらに準ずる事由による移転の登録を除く。)を請求することができない。国債の登録の除却についても、同様とする。

(公団備蓄施設の承継等)

第十二条 国は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の時にあって、国家備蓄石油(石油の備蓄の確保等に関する法律第二条第十項に規定する国家備蓄石油をいう。)の備蓄に必要な石油の貯蔵施設その他の施設(これらの用に供する土地を含む。)であつて公団が所有するもの(附則第一条第三号に掲げる規定の施行の時にあって現に建設中の石油ガスの貯蔵施設その他の施設を除く。次項において「公団備蓄施設」という。)を、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計において承継する。

2 附則第十条第二項から第四項まで及び前条の規定は、公団備蓄施設の承継について準用する。この場合において、附則第十条第二項中「附則第一条第二号」とあるのは「附則第一条第三号」と、同条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「附則第十二条第一項と、前条第一項及び第二項中「前条第二項」とあるのは「附則第十二条第二項において読み替えて準用する附則第十一条第一項」と、「前条第二項」とあるのは「附則第十二条第二項において読み替えて準用する附則第十条第二項」と読み替えるものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)
第十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為並びに附則第二条第三項及び第五条第三項の

規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(公職選挙法の一部改正)

第十五条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第百三十六條の二 第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「石油公団」を削る。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十六条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「石油公団」及び「金属鉱業事業団」を削る。

(石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正)

第十七条 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を次のように改正する。

第一条第二項第三号中「第十九条第一項第八号から第十号まで」を「第十九条第一項第六号から第八号まで」に改める。

附則に次の一項を加える。

23 石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第 号)以下この項において「廃止法」という。附則第二条第一項の規定により石油公団が解散するまでの間は、第三条第一項の規定にかかわらず、廃止法附則第九条第一項の規定による納付金であつてこの会計に帰属するものは、この会計の歳入とする。

(石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正)

第十八条 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号イを次のように改める。

イ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に対する出資金の出資又は交付金若しくは施設の整備のための補助金の交付

第一条第二項第二号ハ中「石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)第十九条第一項第七号及び第八号」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(平成十四年法律第 号)」に改め、同項第十二号に改め、「事業」の下に「石油の備蓄の増強に必要な資金の貸付けに限る。」を加え、同項二中「石油公団」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に改める。

第三条第一項第五号中「石油公団法第二十四条第三項」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第十三条第三項」に改め、同項第六号中「次項」を「次項第四号」に改め、同条第二項第九号を同項第十号とし、同項第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号中「第一条第二項第二号イ、ト」を「第一条第二項第二号ト」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第一条第二項第二号イの出資金、交付金及び補助金

附則に次の一項を加える。

25 廃止法附則第二条第一項の規定により国がこの会計において石油公団の貸付金を承継する場合においては、当分の間、第三条第一項の規定にかかわらず、当該貸付金の償還金及び利子は、この会計の歳入とする。

(金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部改正)

第十九条 金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「金属鉱業事業団」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。）」に改め、同条第三項中「金属鉱業事業団」を「機構」に改める。

第八条中「金属鉱業事業団」を「機構」に改め

る。

第十二条第一項中「金属鉱業事業団」を「機構」に改め、同条第二項及び第三項中「次条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

(強制徴収)
第十二条の二 機構は、採掘権者又は租鉱権者が前条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により鉱害防止事業基金に拠出しなければならない金銭(以下「拠出金」という。)をその納期限までに納付しないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 機構は、前項の規定により督促をするときは、採掘権者又は租鉱権者に対し督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

3 機構は、第一項の規定による督促を受けた採掘権者又は租鉱権者がその指定の期限までにその拠出金及び第五項の規定による延滞金を納付しないときは、国税の滞納処分の例により、経済産業大臣の認可を受けて、滞納処分をすることが出来る。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

5 機構は、第一項の規定により督促をしたときは、同項の拠出金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその拠出金の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

第十三条第一項中「前条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第三項中「金属鉱業事業団」を「機構」に改める。

第三十条の見出し中「金属鉱業事業団等」を

「機構等」に改め、同条第一項中「金属鉱業事業団」を「機構」に、「金属鉱業事業団等」を「機構等」に改め、同条第二項及び第三項中「金属鉱業事業団等」を「機構等」に改める。

第三十一条第五号及び第三十二条中「金属鉱業事業団等」を「機構等」に改める。

第三十五条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とする。

第四十五条の次に次の一条を加える。

第四十六条 第十二条の二第三項の規定により経済産業大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

（石油の備蓄の確保等に関する法律の一部改正）
第二十条 石油の備蓄の確保等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「石油公団」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構以下「機構」という。」に改め、同条第九項中「石油公団」を「機構」に改める。

第十三条、第二十四条第一項、第二十五条第一項、第三十一条及び第三十四条第一項中「石油公団」を「機構」に改める。

（石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律の一部改正）
第二十一条 石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第九条中「及び第三条の規定による改正後の石油公団法（以下この条において「新石油公団法」という。）及び並びに新石油公団法第十九条第一項第一号に規定する出資」を削る。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）
第二十二條 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一 金属鉱業事業団及び石油公団の項を削る。
（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）
第二十三条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第号）の一部を次のように改正する。

別表金属鉱業事業団及び石油公団の項を削る。
（租税特別措置法の一部改正）
第二十四条 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の二第二項第十九号及び第六十五条の四第一項第十九号中「第十九条第一項第八号」を「第十九条第一項第六号」に改める。
（所得税法の一部改正）
第二十五条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。
別表第一 第一号の表金属鉱業事業団及び石油公団の項を削る。
（法人税法の一部改正）
第二十六条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。
別表第一 第一号の表金属鉱業事業団及び石油公団の項を削る。
（印紙税法の一部改正）
第二十七条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。
別表第二 金属鉱業事業団及び石油公団の項を削る。
（登録免許税法の一部改正）
第二十八条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。
別表第三 中二の項を削り、一の二の項を二の項とする。
第二十九条 登録免許税法の一部を次のように改正する。
別表第三 中十五の項を削り、十六の項を十五の項とし、十七の項から二十二の項までを一項

ずつ繰り上げ、二十二の二の項を二十二の項とする。
（消費税法の一部改正）
第三十条 消費税法（昭和六十二年法律第八号）の一部を次のように改正する。
別表第三 第一号の表金属鉱業事業団及び石油公団の項を削る。
（地価税法の一部改正）
第三十一条 地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一 第二十一号ハ中「第十九条第一項第八号」を「第十九条第一項第六号」に改める。
（地方税法の一部改正）
第三十二条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第三百四十九条の三第二十項中「第十九条第一項第五号」を「第十九条第一項第三号」に改める。
（経済産業省設置法の一部改正）
第三十三条 経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。
3 総合資源エネルギー調査会は、第十九条第一項各号に掲げる事務をつかさどるほか、石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第号）の施行の日までの間、石油公団法（昭和四十二年法律第九十九号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
（経済産業省設置法の一部改正）
第三十四条 経済産業省設置法の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

理由
特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、石油公団法及び金属鉱業事業団法を廃止するとともに、石油及び可燃性天然ガス並びに金属鉱産物の安定的

かつ低廉な供給等に資するため、石油公団及び金属鉱業事業団の権利及び義務を独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構等に承継する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法
第一章 総則（第一条―第五条）
第二章 役員及び職員（第六条―第十条）
第三章 業務等（第十一条―第十九条）
第四章 雑則（第二十条―第二十三条）
第五章 罰則（第二十四条・第二十五条）
附則
第一章 総則
（目的）
第一条 この法律は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。
（名称）
第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三十三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構とする。

（機構の目的）
第三条 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）は、石油及び可燃性天然ガス（以下「石油等」という。）の探鉱等並びに金属鉱物の探鉱に必要な資金の供給その他石油及び可燃性天然ガス資源並びに金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務並びに石油及び金属鉱産物の備蓄に必要な業務を行い、もって石油等及び金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資するとともに、金属鉱業等による鉱

目次
第一章 総則（第一条―第五条）
第二章 役員及び職員（第六条―第十条）
第三章 業務等（第十一条―第十九条）
第四章 雑則（第二十条―第二十三条）
第五章 罰則（第二十四条・第二十五条）
附則
第一章 総則
（目的）
第一条 この法律は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。
（名称）
第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三十三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構とする。

（機構の目的）
第三条 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）は、石油及び可燃性天然ガス（以下「石油等」という。）の探鉱等並びに金属鉱物の探鉱に必要な資金の供給その他石油及び可燃性天然ガス資源並びに金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務並びに石油及び金属鉱産物の備蓄に必要な業務を行い、もって石油等及び金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資するとともに、金属鉱業等による鉱

（機構の目的）
第三条 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）は、石油及び可燃性天然ガス（以下「石油等」という。）の探鉱等並びに金属鉱物の探鉱に必要な資金の供給その他石油及び可燃性天然ガス資源並びに金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務並びに石油及び金属鉱産物の備蓄に必要な業務を行い、もって石油等及び金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資するとともに、金属鉱業等による鉱

（機構の目的）
第三条 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）は、石油及び可燃性天然ガス（以下「石油等」という。）の探鉱等並びに金属鉱物の探鉱に必要な資金の供給その他石油及び可燃性天然ガス資源並びに金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務並びに石油及び金属鉱産物の備蓄に必要な業務を行い、もって石油等及び金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資するとともに、金属鉱業等による鉱

害の防止に必要な資金の貸付けその他の業務を行い、もつて国民の健康の保護及び生活環境の保全並びに金属鉱業等の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事務所)

第四条 機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。

(資本金)

第五条 機構の資本金は、石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第 号。以下「廃止法」という。)附則第四條第三項及び第五條第四項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第七條第一項の信用基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

(副理事長及び理事の職務及び権限等)

第七条 副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長、副理事長が置かれておるときは、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

3 通則法第十九條第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置か

れていない場合であつて理事が置かれておるときは理事、副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。

4 前項ただし書の場合において、通則法第十九條第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員の任期)

第八条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(秘密保持義務)

第九条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員の地位)

第十条 機構の役員及び職員は、刑法明治四十年法律第四十五号その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 機構は、第三條の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 海外及び本邦周辺の海域における石油等(オイルサンド及びオイルシユールを含む。以下同じ。)の探鉱及び採取並びに海外における可燃性天然ガスの液化に必要な資金(石油の採取に必要な資金及び本邦周辺の海域における可燃性天然ガスの採取に必要な資金にあつては、石油等の採取をする権利その他これに類する権利を有する者からこれらの権利を譲り受けてその採取を行う場合におけるこれらの権利の譲受けに必要な資金及びこれらの資金に限る。)並びに海外における金属鉱物の探鉱に必要な資金を供給するための出資を行うこと。

二 金属鉱業を営む者に対する金属鉱物の探鉱に必要な資金(その資金を供給するために必要

要な資金を含む。)の貸付けを行うこと。

三 海外における石油等の探鉱及び採取(これに附属する精製を含む。第五号において同じ。)並びに可燃性天然ガスの液化に必要な資金並びに海外における金属鉱物の探鉱及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業に必要な資金(その資金を供給するために必要な資金を含む。)に係る債務の保証を行うこと。

四 海外における石油等の探鉱をする権利その他これに類する権利の取得(機構以外の者によるこれらの権利の取得を困難とする特別の事情がある場合において、経済産業省令で定める期間内における機構以外の者への譲渡を目的として行うものに限る。)を行うこと。

五 石油等の探鉱及び採取に係る技術に関する指導並びに当該技術の海外における実証並びに金属鉱物の探鉱、採掘、選鉱及び製錬に係る技術に関する実証を行うこと。

六 石油等及び金属鉱物の探鉱に必要な地質構造の調査(金属鉱物の探鉱に係る調査にあつては、海外において行われるものであつて国及び機構以外の者がその費用の一部を負担するもの並びに二百メートル以上の政令で定める水深の海域において行われるものに限る。)を行うこと。

七 海外における金属鉱物の探鉱に必要な地質構造の調査(金属鉱業を営む者が外国法人と共同して行うものに限る。)に必要な資金に充てるための助成金の交付を行うこと。

八 海外における金属鉱物資源の開発に関する情報又は資料の収集及び提供を行うこと。

九 金属鉱物の探鉱及びこれに必要な地質構造の調査に必要な船舶の貸付けを行うこと。

十 国の委託を受けて、国家備蓄石油(石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号)第二条第十項に規定する国家備蓄石油をいう。以下同じ。)及び国家備蓄施設(同法第三十一条に規定する国家備蓄施設をいう。以下同じ。)の管理を行うこと。

十一 前号に掲げる業務に関連して、石油の取得、保有及び譲渡を行うこと。

十二 石油の備蓄の増強に必要な資金(石油の購入に必要な資金に限る。)の貸付け並びに石油の備蓄の増強に必要な施設の設置(二以上の石油精製業者その他の経済産業省令で定める者の出資に係る法人が行うものに限り、国家備蓄石油の貯蔵を主たる目的として行うものを除く。)に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。

十三 金属鉱産物の備蓄を行うこと。

十四 金属鉱業等(経済産業省令で定める金属鉱業及び非金属鉱業をいう。以下同じ。)による鉱害の防止のための措置に必要な資金の貸付けを行うこと。

十五 金属鉱業等による鉱害の防止のための措置に必要な資金に係る債務の保証を行うこと。

十六 金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十八年法律第二十六号)第七條第三項の規定による鉱害防止積立金の管理を行うこと。

十七 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十二條第一項(同法第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出される金銭の徴収及びその運用並びに同法第十三條第三項(同法第十四條第二項及び第三十條第二項において準用する場合を含む。)の規定による必要な費用の支払を行うこと。

十八 金属鉱業等による鉱害の防止のための調査及び指導を行うこと。

十九 地方公共団体の委託を受けて、金属鉱業等が終了した後における坑水又は廃水による鉱害を防止するためのその処理の用に供する施設であつて経済産業省令で定める規模以上のものの運営を行うこと。

二十 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

機構は、前項の業務のほか、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第三十條第一項の規定による鉱

害防止業務を行う。

3 機構は、前二項の業務のほか、前二項の業務の遂行に支障のない範囲内で、科学的調査のために第一項第九号の船舶の貸付けを行うことができる。

4 第一項第三号に規定する債務の保証は、当該保証に係る債務の履行が確実であると認められる場合に限り、行うよう努めるものとする。

5 第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までの金属鉱物並びに同項第十三号の金属鉱産物の範囲は、経済産業省令で定める。

(区分経理)
第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 前条第一項第一号、第三号、第五号及び第六号に掲げる業務(石油等に係るものに限る。)並びに同項第四号及び第十号から第十二号までに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

二 前条第一項第一号及び第三号に掲げる業務(金属鉱物に係るものに限る。)並びに同項第二号、第九号及び第十三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第三項の業務

三 前条第一項第五号及び第六号に掲げる業務(金属鉱物に係るものに限る。)並びに同項第七号、第八号、第十四号、第十五号、第十八号及び第十九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項の業務

四 前条第一項第十六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

五 前条第一項第十七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

(利益及び損失の処理の特例等)

第十三条 機構は、前条第一号から第三号までに掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項及び第七項において「中期

第一類第九号

経済産業委員会議録第二十二号

平成十四年六月七日

目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち経済産業大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一号に規定する業務の財源に充てることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前条第四号に掲げる業務に係る勘定(第七項において「第四号勘定」という。)及び同条第五号に掲げる業務に係る勘定(以下この条において「第五号勘定」という。)については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

5 第五号勘定における通則法第四十四条第一項本文の規定の適用については、同項中「その残余の額」とあるのは、「その残余の額に経済産業省令で定める率を乗じて得た額以上の額」とする。

6 機構は、第五号勘定において、前項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項本文の規定による整理を行った後、なお残余があるときは、経済産業大臣の認可を受けて、その残余の額を第十九条第一項の鉱害防止事業基金に組み入れることができる。

7 機構は、第四号勘定及び第五号勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文(第五号勘定にあっては、第五項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項本文)又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に必要事項は、政令で定める。

(長期借入金及び石油天然ガス・金属鉱物資源債券)
第十四条 機構は、第十一条第一項第二号及び第十二号から第十四号までに掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は石油天然ガス・金属鉱物資源債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

では、第五項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならない。

3 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法明治二十九年法律第八十九号の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 機構は、経済産業大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条及び第三百十一條の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)
第十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十

四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。)について保証することができ、

(償還計画)
第十六条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(信用基金)
第十七条 機構は、第十一条第一項第三号に掲げる業務(石油等に係るものに限る。)及びこれに附帯する業務に関する信用基金を設け、第五号第二項後段の規定により政府が示した金額をもつてこれに充てるものとする。

2 前項の信用基金は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加又は減少するものとする。

(債務保証の限度)
第十八条 機構は、第十一条第一項第三号の規定による保証(石油等に係るものに限る。)以下この条において同じ。)に係る債務の現在額が第五号第二項の規定により前条の信用基金に充てられるべきものとして出資された金額に政令で定める数を超えない限り、新たに第一項第三号の規定による保証をしてはならない。

(鉱害防止事業基金)
第十九条 機構は、第十一条第一項第十七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関して、鉱害防止事業基金を設け、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十二条第一項(同条第三項において

は、第五項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならない。

3 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法明治二十九年法律第八十九号の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 機構は、経済産業大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条及び第三百十一條の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

準用する場合を含む。の規定により提出された金額と第十三条第六項の規定により組み入れられた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2 通則法第四十七条及び第六十七条(第四号に係る部分に限る。)の規定は、鉱害防止事業基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

(特に必要がある場合の経済産業大臣の要求)

第二十条 経済産業大臣は、我が国への金属鉱産物の供給が不足する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、金属鉱産物の安定的な供給を確保するため特に必要があると認めるときは、機構に対し、その備蓄に係る金属鉱産物を譲り渡すことを求めることができる。

2 機構は、経済産業大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

(財務大臣との協議)

第二十一条 経済産業大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十三条第一項の承認をしようとするとき。

二 第十四条第一項若しくは第五項又は第十六条第一項の認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

第二十二条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣、経済産業省及び経済産業省令とする。

(国家公務員共済組合法の適用除外)

第二十三条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の規定は、機構の役員及び職員には、適用しない。

第五章 罰則

第二十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三

十万円以下の罰金に処する。
第二十五条 次の各号のいずれかに該当する場合に、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により経済産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
二 第十一条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行ったとき。
三 第十九条第二項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して鉱害防止事業基金を運用したとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、廃止法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第二十二條及び附則第六條の規定は、公布の日から施行する。

(機構の成立)

第二条 機構は、通則法第十七条の規定にかかわらず、廃止法第一条(第二号に係る部分に限る。)の規定の施行の時に成立する。

2 機構は、通則法第十六條の規定にかかわらず、機構の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。

(業務の特例)

第三条 機構は、その成立の日から廃止法の施行の日の前日までの間においては、第十一条の規定にかかわらず、同条第一項第一号及び第三号に掲げる業務のうち、廃止法第六條の規定による改正後の石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)附則第九條の二各号に掲げる業務を行わないものとする。

第四条 機構は、第十一条第一項から第三項までに規定する業務のほか、廃止法第一条の規定による廃止前の金属鉱産事業団法(昭和三十三年法律第七十八号。以下「旧事業団法」という。)第十八条第一項第二号に掲げる業務(これに附帯

する業務を含む。)を平成十九年三月三十一日(同日以前に開始された当該業務については、当該業務が終了する日)まで行うことができる。

2 機構は、第十一条第一項から第三項まで及び前項に規定する業務のほか、旧事業団法第十八条第一項第三号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)を平成十六年三月三十一日(同日以前に開始された当該業務については、当該業務が終了する日)まで行うことができる。

3 機構は、第一項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別に勘定を設けて整理しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定により機構の業務が行われる場合には、第十二条第三号中「並びに同項第七号、第八号、第十四号、第十五号、第十八号及び第十九号に掲げる業務」とあるのは、「同項第七号、第八号、第十四号、第十五号、第十八号及び第十九号に掲げる業務並びに附則第四條第二項の業務」と、第十三条第一項中「それぞれの勘定」とあるのは「それぞれの勘定及び附則第四條第一項の業務に係る勘定」と、第二十五條第二号中「第十一条第一項から第三項まで」とあるのは「第十一条第一項から第三項まで並びに附則第四條第一項及び第二項」とする。

5 第一項の規定により機構が行う業務については、旧事業団法第二十条の二から第二十条の十五まで及び第二十九條の二の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、廃止法の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧事業団法第二十条の二、第二十条の三第一項、第二十条の四、第二十条の六から第二十条の八まで、第二十条の九第一項から第三項まで及び第五項、第二十条の十第一項及び第二項、第二十条の十一第一項、第二項及び第六項、第二十条の十五、第二十九條の二並びに第三十四條中「事業団」とあるのは「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」と、旧事業団法第二十

条の八中「第十八条第一項第二号」とあるのは「石油公団法及び金属鉱産事業団法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第 号)第一条の規定による廃止前の金属鉱産事業団法第十八条第一項第二号」と、旧事業団法第二十条の十一第一項、第二十条の十三第一項及び第二十条の十四第一項中「精密調査又は広域調査」とあるのは「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(平成十四年法律第 号)附則第四条第一項の業務」とする。

6 第二項の規定により機構が行う業務については、旧事業団法第二十条の十一から第二十条の十四までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、廃止法の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧事業団法第二十条の十一第一項、第二項及び第六項並びに第三十四條中「事業団」とあるのは「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」と、第二十条の十一第一項、第二十条の十三第一項及び第二十条の十四第一項中「精密調査又は広域調査」とあるのは「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(平成十四年法律第 号)附則第四条第一項の業務」とする。

第五条 機構は、当分の間、第十一条第一項から第三項まで並びに前条第一項及び第二項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 国の委託を受けて、国家備蓄施設(石油ガスの備蓄に必要なものに限る。)の設置を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により機構の業務が行われる場合には、第十二条第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「附則第五条第一項第一号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、第二十五条第二号中「第十一条第一項から第三項まで」とあるのは「第十一条第一項から第三項まで及び附則第五条第一項」とする。

(政令への委任)

第六条 前三条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律に基づき金属鉱業事業団が解散し、及び石油公団がその業務の一部を廃止することに伴い、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第九号

経済産業委員会議録第二十一号 平成十四年六月七日

平成十四年六月二十六日印刷

平成十四年六月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

C